

進化論と制度的経済学

柴田 徳太郎

目次

はじめに

1. ダーウィン以前の進化論
 1. 1. 神による創造説と進化論
 1. 2. ラマルクの進化論
2. ダーウィンの進化論
 2. 1. 『種の起源』(1859)
 2. 2. 『人間の由来』(1871)
 2. 3. ダーウィン進化論の特徴
3. ダーウィン以後の進化論
 3. 1. H. スпенサーの社会進化論
 3. 2. パースの「進化の三様式」
4. 制度的経済学の進化論
 4. 1. ヴェブレンの制度進化論
 4. 2. コモンズの制度進化論
 4. 3. ヴェブレン進化論とコモンズ進化論の比較
5. 結論

はじめに

進化論の登場は近現代思想に何をもたらしたか。本稿では、このような問題意識の下に、以下の課題を検討する。①進化論の登場が近現代思想に何をもたらしたか。②ダーウィン以前の進化論を特徴付ける。③ダーウィンが『種の起源』で説いた「自然選択説」の内容を再確認する。④ダーウィンが『人間の由来』で説いた「心的能力の進化論」とはどのようなものか。⑤ダーウィン以後の進化論としてスペンサーの進化論とはどのようなものか。⑥進化論の哲学への影響を検討するために、パースの進化の三

様式とはどのようなものか、解明する。⑦進化論の経済学への影響を考察するために、ヴェブレンとコモンズの制度進化論を比較検討する。

1. ダーウィン以前の進化論

1. 1. 神による創造説と進化論

ダーウィンは『種の起源』第3版に掲載された「種の起源にかんする意見の進歩の歴史的概要」で次のように述べる。「種の起源」に関して、「最近にいたるまで大多数の博物学者は、種は不変のもので、べつべつに創造されたのであると、信じてきた」。神による創造説が通説

であったのである。「他方、ある少数の博物学者たちは、種は変化をこうむるものであり、現生生物の諸種類は以前に存在したもつから真の生殖によって生じた子孫であると信じていた」¹。(Darwin 1861, xiii, 訳 360) これが進化論的視点である。

1. 2. ラマルクの進化論

「ラマルクは、この主題について多くの注目をひく結論をくださった最初の人であった」、とダーウィンは評価する。1801年にラマルクは初めてその見解を公けにした。ダーウィンはラマルクの進化論を次のように特徴付けている。ラマルクは「変化の方途」に関して、①「そのあるものを生活の物理的条件の直接作用に」、②「あるものを既存の種類の交雑に」、③「多くのものを用と不用、つまり習性の影響に帰した」。「かれは自然界におけるみごとな適応—たとえば木の枝についた葉を食うキリンの長い首—のことごとくを、この最後の要因によるものとしていた」。これが、ラマルクの用不用説の概要である。(Darwin 1861, xiii, 訳 361 - 62)

この説は「習性」の「反復持続」の結果、適応的進化が実現するという「獲得形質の遺伝」に基礎を置く考え方である²。(木村 1988, 8)

2. ダーウィンの進化論

2. では、ダーウィンの進化論を検討する。2. 1. で『種の起源』(1859)を検討し、2. 2. で『人間の由来』(1871)を検討する。

2. 1. 『種の起源』(1859)

2. 1. 1 「序論」

彼は、序論で次のように述べる。「各々の種は別々に創造されたものではなく、変種と同様に他の種に由来するものだという結論に到達したとしても、この世に存在する無数の種が、かくも見事な相互の適応と構造の完璧さを獲得した仕組みを示せないうちは、いつまでたっても不完全なままである」。つまり、「変化や相互適応を遂げた手段に関して明快な洞察を与えることが重要なのだ」。(Darwin 1859, 3-4, 訳上 18-19) これが彼の問題意識であり、解決すべき課題なのであった。

2. 1. 2 「飼育栽培下における変異」

この課題の解決の糸口を、彼は育成動物植物の変異の研究に求めた。第1章で、彼はまず「野生状態にある同一種や同一変種の個体間に見られる変異よりも、飼育栽培されている変種や亜変種の個体どうしのほうが一般に変異がはるかに大きい」ことを指摘する。(Darwin 1859, 7, 訳上 27) そして、彼は、異なった品種の間の差がどうして形成されたのかを調べるために、家バトを研究対象に選んだ。

家バトの品種は多様である。そして、その多様な品種のすべてはカワラバトの子孫であるというのが博物学者達の見解であった。この見解をダーウィンは支持する。(Darwin 1859, 23, 訳上 52-53) では、どのようにしてこのような大きな差異が生れたのであろうか。この大きな差異の原因を「外界の生活条件や習性の直接的作用」に求めるとすれば、「大胆すぎるという批

¹ 以下、訳文には適宜変更を加えているところがある。

² ワイスマンは「生れたマウスの尾を22世代にわたって切り続けたのに生れるマウスの尾は少しも長くなかったという実験を発表」し、獲得形質の遺伝を否定した。20世紀になるとメンデル遺伝学が大発展を遂げたが、「獲得形質の遺伝を支持するような証拠は何1つ得られなかった」。(木村 1988, 10-11) このため、生物学では長らく獲得形質は遺伝しないと考えられてきた。ところが、近年、その通説を覆すような事象が報告されるようになった。例えば、高カロリー食により肥満になった父ラットから生まれた娘ラットが、通常食で育ったにもかかわらず糖尿病の症状を示すという報告が挙げられる。このように、親が生育した環境によって子供の表現型が変化を受ける可能性が示唆されている。詳しくは、(Kishimoto, Uno, Okabe, Nono and Nishida 2017) を参照せよ。

判を免れられないだろう」。(Darwin 1859, 29, 訳上 63)

ダーウィンの結論は、次の通りである。「品種の歴史を理解する鍵は、選択を蓄積できる人間の能力にある。自然は継続する変異を生むだけで、人間がそれを自分の都合のよい方向へ積上げるのである。この意味で、人間は自分のために有用な品種を作り出していると言える」。(Darwin 1859, 30, 訳 65) つまり、飼育栽培品種の特徴は、「その動物や植物自身の利益ではなく、人間の使用や愛玩という目的をかなえるための適応」が行われているということなのである。(Darwin 1859, 29-30, 訳上 63)

この章の最後で、彼は「飼育栽培品種の起源」について次のようにまとめている。「変異を起こす原因としては、生殖器官に影響を及ぼす生活条件こそが図抜けて重要である」。「変異しやすさは」、「本質的に偶然の事象であるとは思えない」。「変異しやすさは、よくわかっていないさまざまな法則、なかでもとくに成長の相関作用の法則に支配されている」。「変異しやすさには、生活条件が及ぼす直接的な作用も、いくらかは関係しているかもしれない。用不用もいくらかは関係しているはずである」。しかし、こうした「変化」を起こすあらゆる原因よりも、「選択」という累積的作用のほうが、「たとえそれが綿密な計画にしたがって急速になされたものであれ、無意識のうちに緩やかになされたものであれ」、「威力」としてはるかに優勢である。これが第1章の結論である。(Darwin 1859, 43, 訳上 84-86)

2. 1. 3 「自然条件下での変異」

第1章では「人為選択」の原理を論じたが、「選択」の原理は自然界の生物にも適用可能だろうか。第2章では、自然選択の働く対象となる「個体変異」の存在がいろいろと挙げられており、分類学者が重要だと見なしている形質にも変異が存在することを指摘している。

2. 1. 4 「生存闘争」

第3章では、「生存競争」について論じている。「わずかな変異でもそれが有用なものならば保存されるという原理を、私は人間が有用な変異をふるい分ける人為選択の原理にならって、自然選択の原理と呼んでいる」。(Darwin 1859, 61, 訳上 119) この自然選択は「生存闘争の結果」として生じる。では、「生存闘争」とは何か。彼が言う「生存闘争」という言葉は、「広い意味の比喩」で、「生物どうしの依存関係」や「子孫の存続」までも含んでいる広義の概念である。(Darwin 1859, 62, 訳上 121)

「生存闘争が生じるのは、あらゆる生物の増加率がきわめて高いことの必然的結果である」。「生存可能な数以上の個体が生産されるため、同種の個体間、他種との個体間、生息する物理環境とのあいだで必ず生存闘争が生じる」。「これは、本来は人間社会を対象としたマルサスの原理を何倍にも拡張して全動植物界に適用したものである」。(Darwin 1859, 63, 訳上 123) 「個々の種の増加の上限を決めているのは」、「利用できる食物の量」であるが、「種の平均個体数を決めているのは」、「食べられてしまう量である場合も多い」。(Darwin 1859, 68, 訳上 131) 「気候の影響」も、「主に食物の減少として表れ、個体間の厳しい競争を引き起こす」。(Darwin 1859, 69, 訳上 132)

「大集団による種の保存」、「自然界における動植物の複雑な関係」などについて論じた後、ダーウィンは第3章の最後で、次のようにまとめている。「すべての生物は、幾何級数的な増加率で増えようと悪戦苦闘している。しかも、一生のうちのある期間、一年のうちのある時期、各世代、あるいはときに応じて、生存をかけて闘争を演じ、大量の死を被らなければならない」。(Darwin 1859, 78-79, 訳上 148)

2. 1. 5 「自然選択」

前章で論じた「生存闘争」は、「変異に対し

てどのように作用するのだろうか」。選択の原理は「自然界にも適用できるのだろうか」。第4章冒頭で、ダーウィンはこのように問題提起し、この章で「選択の原理」は「自然界でもきわめて効果的にはたらきうる」と論じていく。本章は『種の起源』の核心をなす章である。まず、「野生生物も」、「飼育栽培品種と比べて」、「程度こそ少ないものの、やはりたくさんの変異を生じる」と指摘し、「遺伝する性質は、きわめて強い」と論じる。(Darwin 1859, 80, 訳上 153-54)

こうした条件の下に、「自然選択の原理」を次のように論じていく。「複雑にからみ合った大々的な生存闘争において個々の生物が有利となるような変異が、何千世代も重ねる中で生じないとも限らない。「そういう変異が生じているとしたら、たとえわずかなものであれ、他の個体よりも有利な変異を備えた個体は、生き延びて同じ性質の子供を残す可能性が大きい」。「その一方で、少しでも不利な変異は確実に排除されることは確かである。このように、「有利な変異は保存され、不利な変異は排除される過程」をダーウィンは「自然選択（淘汰）」と呼ぶ。(Darwin 1859, 80-81, 訳上 154)

彼は、人為選択と自然選択を次のように比較する。「人間は自分たちの利益になるものだけを選択する。それに対して自然は、自分が目をかける生物の利益のためだけに選択する。選択される全ての形質は自然に鍛えられ、選ばれた生物は申し分なく適合した生活環境に置かれる」。「自然選択は、世界のいたるところで一日も一時も欠かさずにごくごくわずかなものまであらゆる変異を精査している」。これに対して、「人間の願望や努力など無に等しい」。しかも、「人間に許された時間はまことに短い」。したがって、自然の産物は人間の産物よりもはるかに「本物」の性質を備えている。(Darwin 1859, 83, 訳上 158-59)

「自然選択は、個々の利益を通して、その利

益のためにしか作用しない」のだが、「社会性動物では、自然選択により、引き起こされた変更がその共同体の利益になっている場合、個々それぞれの構造がその共同体の利益になるよう適応させられている」。(Darwin 1859, 84,87, 訳上 160,163) この指摘は、注目に値する。「自然選択の原理」は個体の利益の実現にとどまらず、「社会性動物」の場合、共同体の利益実現と結びついているとダーウィンが考えていたことが明白だからである。この論点は、『人間の由来』(1871)で深められることになるので、2. 2. 『人間の由来』で詳しく検討する。

雌雄間選択についても次のように論じている。「雌雄間選択は、生存闘争ではなく、雌をめぐる雄どうしの闘争によって決まる」。敗者は「子孫をほとんど、あるいはまったく残せなくなる」。「いちばん頑健な雄が」「いちばんたくさんの子孫を残す」。(Darwin 1859, 88, 訳上 165)

「分岐の原理」についても次のように論じている。「変種間の小さな差異は、どのようにして種間の大きな差異へと増大していくのだろうか」。この問題提起に次のように答える。「一つの種の子孫が構造、体質、習性の点で分岐すればするほど、自然界の経済秩序の中でよりたくさんの多様な居場所を効率よく占有できるようになり、そのおかげで個体数を増やすことになる」。(Darwin 1859, 111-12, 訳上 200-202)

最後に、ダーウィンは本章を次のようにまとめる。①「生物は長い年月のあいだに生活条件が変わっていく中で」、「その身体の基本構成のいくつもの部分を変化させる」。②「いずれの種も厳しい生存闘争を経験する」。以上二つの仮定の下で、「すべての生物は」、「それらの生物にとって有利となる構造、体質、習性面で無限の多様性を生じる」。「生物の生存にとって有用な変異が実際に起こるとすれば、そのような形質をもった個体は、生存闘争において保存される可能性が最大となる」。そして、「遺伝とい

う強力な原理」によって個体が保存されていく。この原理を、ダーウィンは「自然選択」と呼ぶ。(Darwin 1859, 126-27, 訳上 223-24)

2. 1. 6 「変異の法則」

第5章では、「変異」がいかにして生じるかが論じられている。まず、「外的条件の効果」についてであるが、「生活条件の作用は間接的」であり、「生活条件の直接的影響は」小さいと述べる。つぎに、「用不用の影響」についてであるが、「獲得形質は遺伝する」ことは疑いないとダーウィンは考えていたようである。ただし、本来ならば「自然選択の作用とすべき構造の変更を、安易に不用のせいにしてしまう可能性もある」と警鐘を鳴らしている。(Darwin 1859, 133-35, 訳上 235-38)

「気候順化」についても次のように論じている。「気候への順化は習性に負うところが大きい」。そして、「植物の習性は遺伝する」。しかし、「その一方で、生れた土地に最も適応した体質をもって生れた個体が、自然選択によって絶えず保存されていくということを疑う理由も見つからない」。結論としては次のようになる。「体質やさまざまな器官の構造が変更されるにあたっては、習性と用不用がかなりの役割を演じる場合がある」。「ただし用不用の作用は、生まれつきの違いに対してはたらく自然選択の作用と大幅に組み合わさっている場合が多いし、ときには自然選択のほうが勝っていたりする」。このように、ダーウィン説は自然選択説が中心で、変異の原因としてラマルクの「用不用説」を部分的に容認するというものであった。獲得形質(習性)は遺伝すると考えていたのである。(Darwin 1859, 139-43, 訳上 244-49) ただし、「獲得する形質はそれほど重要な形質ではないはずである。なぜならば、重要な形質はすべて自然選択の支配下にある」はずだからであると論じて、あくまでも中心は「自然選択説」であることを確認している。

2. 1. 7 「要約と結論」

第7章から第13章までは省略し、第14章「要約と結論」の最後の部分を紹介する。「われわれの周囲で作用している法則」とは、①もっとも広い意味に取れば「生殖」を伴う「成長」、②ほとんど生殖の中に含まれる「遺伝」、③生物を取り巻く条件の間接的および直接的な作用と用不用による「変異性」、④「生存闘争」を引き起こし、その結果として「自然選択」を作用させ、「形質の分岐」と改良面で劣る種類の「絶滅」を強いる高い「増加率」である。(Darwin 1859, 489-90, 訳下 403)

2. 1. 8 「総括」

最後に、ダーウィンの『種の起源』(1859)で説かれた「自然選択説」を要約しておこう。

①自然界において生物は長い年月のあいだに生活条件が変わっていく。②生活条件の変化の直接的間接的作用と用不用により多様な「変異」が生じる。③その変異がその生物にとって有用であれば、「生存闘争」の中でその変異は「遺伝」によって保存される。これが、「変異」の「自然選択」である。有用でなければ、その「変異」は「淘汰」される。これが、「変異」の「自然淘汰」である。

重要な論点は次の2つである。①ダーウィン進化論の核心は「変異」の「自然選択」説である。ただし、「変異」の要因として「用不用」を認め、「獲得形質の遺伝」を容認するので、ラマルク説を部分的に取り入れていると言ってよいであろう。②「自然選択」の基準は個体にとって有益であるか否かである。だが、「社会性動物」の場合には、その基準は「共同体」(集団)にとって有益であるか否かである。個体の利益ではなく、集団の利益実現が基準となっているのである。

2. 2. 『人間の由来』(1871)

『種の起源』は生物の進化を論じているが、

『人間の由来』³では生物の心的能力の進化について論じている。制度的経済学の制度進化論への影響という意味では、後者の検討は重要である。

2. 2. 1 「人間がより下等な形態のものに由来する証拠」

第1章では、「人間がより下等な生物に由来する証拠」について、ダーウィンは3つの証拠を提示している。①「一般的な構造、組織の微細なつくり、科学的な構造と組成などにおいて」、人間は「他の高等動物、特に類人猿」と極めて類似している。(Darwin 1871, I, 14, 訳上 28) ②「人間の発生の仕方や、その初期の様子が、人間のすぐ下に位置する動物のそれとまったく同じである」。(Darwin 1871, I, 17, 訳上 31) ③「人間と他の脊椎動物」は、「ある種の痕跡器官を共通に保持している」。これら3つの証拠は、「これらがみな共通の祖先に由来する」ことを示している、とダーウィンは論じている。(Darwin 1871, I, 32, 訳上 45-46)

2. 2. 2 「人間と下等動物の心的能力の比較」

第2章での「私の目的は、人間と高等哺乳類との間には、心的能力において本質的な差はないということを示すことにある」とダーウィンは述べる。(Darwin 1871, I, 35, 訳上 54) いくつかの例を挙げて、彼は次のように論じる。「人間は高等動物、特に霊長類といくつかの本能を共有している」。「どれもが、同じ感覚、直感、感情を持っており、情熱や愛情や、もっと複雑な感情についても同じである。どれもが脅威や好奇心を感じるし、程度の差はかなりあるものの、模倣、注意、記憶、想像力、そして推論の能力を持っている」。(Darwin 1871, I, 48-49, 訳上 69) そして、次の6つの通説に反論を

加える。

①「人間だけが徐々に進歩していく能力を持っている」。(サムナー大司教) この説には次のように反論する。「現生哺乳類のいくつかの目は、第三紀に生息していた昔の原種よりも大きな脳を持っている」。このことは、徐々に進歩していく能力を持っているのは人間だけではないということを示している、というのである。(Darwin 1871, I, 49-51, 訳上 70-72)

②「どんな動物も道具を使うことをしない」。この説に対して、チンパンジーやサルが石や枝などを道具として使う例を挙げて反論している。(Darwin 1871, I, 51-53, 訳上 72-74)

③「言語」の「能力」は、「人間と下等動物とを区別する主要な性質だと考えられてきた」。この議論には次のように反論する。「分節化された言語というものは、確かに人間に固有である」と認める。しかし、「人間も下等動物と同様に」、「分節化されていない鳴き声でも意味を表現する」ことを指摘する。そのうえで、「分節化した発話の能力自体は、人間が他の下等の形態から進化してきた」という考えを述べる。(Darwin 1871, I, 53-62, 訳上 74-83)

④「自意識、個性、抽象化、一般概念など」の「能力こそが、人間を下等なものから完璧に区別する性質そのものである」。この議論には次のように反論する。「動物が自己の心的個性を持っていることは疑いの余地がない」。その根拠として、「私の声」が、年老いた「イヌの心に一連の古い連想を呼び起こした」という例を挙げ、「彼が自分の心的個性を保持していたからに違いない」と論じている。(Darwin 1871, I, 62-63, 訳上 83-84)

⑤「美の意識」は、「人間に固有である」。この議論に対して、次のように反論する。「雄の鳥が雌の前で、その羽や素晴らしい色を洗練

³ 正確に訳すと『人間の祖先と雌雄間選択』となる。なお、本稿ではダーウィンの説の骨格を理解するために初版(1871)を検討する。初版の検討は、内井惣七が行っている。(内井 2009, 第6章) 第2版(1874)との比較検討は、高哲男が行っている。(高 2012, 第2節)

されたやり方で見せびらかすのを目の当たりにすると、「雌がパートナーの雄の美しさに見とれることがないと考えるのは不可能である」。したがって、「こと女性の美に関する限り、美に対する好みというものは、人間の心に固有の性質とはいえない」と結論づける。(Darwin 1871, I, 63-64, 訳上 85)

⑥「全能の神の存在を尊いものと信じる傾向が、人間にもともと備わっている」。この議論については、次のように論じる。「ここで問題としているのは、宇宙の創造主で支配者である神は存在するのか」といった「高尚な疑問」ではない。「霊的な媒体の存在に対する信仰」を含む広義の「宗教」に関していえば、未開人もイヌのような動物も「信仰」を持っていることを否定できない、というのがダーウィンの「宗教」に関する主張である。(Darwin 1871, I, 65-69, 訳上 86-90)

2. 2. 3. 「人間と下等動物の心的能力の比較 (続き)」

第3章では、「道徳心」または「良心」の存在が、「人間と下等動物とを分ける」「最も重要な違いだ」とする主張を取り上げる。ダーウィンはこの結論に賛成する。そのうえで、「道徳心」「良心」の起源はどこにあるのか、というカントの提起した疑問にダーウィンは答えようとする。(Darwin 1871, I, 71-72, 訳上 98-99) この疑問にダーウィンは次のように答える。

「社会的本能を備えた動物ならば」、「その知的能力が人間のそれに匹敵するほど発達すればすぐに、必然的に道徳心または良心を獲得するだろう」。その根拠は、①第1に、「社会的本能は、動物に、仲間と一緒にの社会にいることに喜びを感じさせ、仲間に対していくらかの共感を抱かせ、彼らに対して様々な奉仕をさせるように導く」。しかし、「これらの感情や奉仕は、同種に属する全ての個体に対して振りまかれるものではなく、いつも暮らしをともにして

いる個体に対してのみ向けられる」。ここでは、下等動物も社会的本能を共有しており、その本能の働く範囲が狭い範囲に限定されていることを強調している。(Darwin 1871, I, 71-72, 訳上 99-100)

②第2に、「心的能力が高度に発達するやいなや、各個体の頭の中には、過去の行為や動機のイメージが絶え間なくよぎるようになるだろう」。そうすると、「常に底流に根強く存在している社会的本能が、一時的には強力だが常に存在するものではなく、あとに鮮烈な印象を残すわけでもないような他の本能に負けてしまったと感じたときにはいつでも、本能が充足されないときに生じるあの不満足感が起こるものだ」。

③第3に、「言語の能力が獲得され」「るようになったあとには、公共善に関する共通の意見が」、行動の指針の大部分を占めるようになる」。この「公共の意見」は、「社会的本能」の「社会の善のために行動する衝動」を強め、方向づけ、ときには方向を変えさせることもある。この「公共の意見」の力は、本能的な共感に基づく。

④最後に、各々の個体の行動指針としては、個体の「習慣」が大きな役割を果たす。社会的本能や衝動は、その他の本能と同様に、「習慣」によって強化されるからである。(Darwin 1871, I, 72-73, 訳上 100-101) 以上4つの根拠の議論を踏まえて、ダーウィンはいくつかの論点を敷衍する。論点を整理しておこう。

(1) 多くの動物は社会的である。彼らは、愛情や共感のほかにも、道徳、良心に近いものを持っている。ある種の社会的本能が獲得されたのは、主に自然選択の結果であろうが、長く続いた「習慣」の結果かもしれない。(Darwin 1871, I, 74-84, 訳上 102-113)

(2) 社会的動物としての人間について。下等な社会的動物は、社会的本能によって行動している。高等な社会的動物も、多くの場合、(社会的)本能に導かれているが、愛情や共感がそ

うさせている部分もあるし、理性と経験の助けもある。(Darwin 1871, I, 84-86, 訳上 113-15)

(3) より長続きする社会的本能がより短期的な本能を征服する。「行動の瞬間には、人間は疑いもなく、より強い衝動に随う」。そうすることは、「ほとんどの場合は他人を犠牲にして自分の欲望を満足させることになる」。しかし、「それが満たされたあとには、すでに過ぎ去った弱い印象を、常に持続している社会的本能と比べることとなり、その報いが必ずやってくる」。すると、「人間は自分に満足できなくなり、将来は多かれ少なかれ、強いて違う行動をとるようにしよう決心するだろう」。これが「良心」である。人間は、「長い習慣のあげくには完璧な克己心を獲得」する。「こうして獲得された、また、おそらく遺伝的に受け継がれた習性によって、ついに人間は、より長く持続する本能に従うのが最もよいことだと感じるようになる」。(Darwin 1871, I, 87-93, 訳上 116-123)

(4) はじめに単独で尊重された厳密に社会的な道徳について。「未開人たちの間では、ある行動がよいことか悪いことかは、部族の福祉に」よってのみ決められている。「未開人の道徳観が低く感じられる主な原因は」、①「彼らの共感が同じ部族のメンバーに限られていること」、②「理性の力が十分でないこと」、③「自己抑制の力が弱いこと」、の3つである。(Darwin 1871, I, 93-97, 訳上 123-27)

(5) 結論。ダーウィンは結論として次のように論じる。功利主義哲学者たちは、もともと「道徳の基礎は利己心の一形態にある」と考えてきたが、最近では「最大幸福の原理」にあると考えている。しかし、下等動物の本能が、「集団 (community) の一般的利益 (general good)」のために発達してきたのは、確かである。道徳の存在を検証するためには、「一般的幸福」というよりは、「集団の一般的利益」または「福祉」という定義を、人間にも動物にも使った方がよいだろう。(Darwin 1871, I, 97-98, 訳上 128)

ここでは、道徳の基礎を、「利己心」の一形態である「最大幸福の原理」に求める功利主義的思考ではなく、「集団の一般的利益」または「福祉」に求める考え方が表明されている。「共感をも含めた社会的本能が、常に第一の衝動であり、指針であるはずだ」。「最大幸福の原理」は、最も重要な二次的指針であり、目的である。(Darwin 1871, I, 98, 訳上 129) これが、ダーウィンの功利主義とは異なる立場である。

この考え方を、彼は次のように言い換えている。人間にとって「高次の道徳規則」は「社会的本能に基礎を置く、他人の福祉に関連したもの」である。それらは、「仲間の賛同および理性によって支えられている」。これに対して、「低次の規則」は、「主に自己に関するものである」。それは、「経験によって成熟し、文明化してきたときの公共の意見に起源を發する」。(Darwin 1871, I, 100, 訳上 130-31) この2つの規則はどのように結びついて進化を遂げるのだろうか。彼は次のように論じる。

「人類の文明が進み、小さな部族が多く集団に統合されるようになると」、「自分の社会的本能と共感を拡張せねばならない」。「共感がすべての国、すべての人種に属する人間に拡張されるのを阻むものは、単に人工的な障壁でなくなる」。「他人が、自分自身と外見や習慣が大きく異なると、彼らも自分の仲間と認識できるようになるまでには、不幸にも長い時間がかかる」。(Darwin 1871, I, 100-101, 訳上 131)

「道徳的性質の遺伝」に関しては、次のように述べている。「最初は習慣や教育やお手本によって、同じ家族の中で数世代にわたって続けられたから心の中に刻印された」のであり、「そのような美德を有している個体が存続のための争いに有利だったから」ではないだろう。「道徳的傾向の遺伝」について、ダーウィンは個体の「自然選択」ではなく、「習性の遺伝」の可能性を考えていたようである。これは、ラマルク的な進化論である。「獲得形質」が遺伝子を

通じて遺伝するというのではなく、「習性」の変化が集団内で蓄積し継承されていくと考えていたのであろう。(Darwin 1871, I, 102-103, 訳上 133)

最後にダーウィンはこの章を次のように要約する。①人間においては、下等動物と同様に、社会的本能は「集団の利益」のために獲得された。②しかし、人間の知的能力が徐々に進み、習性、有益な経験、教育、お手本などから、共感が広く適用されるようになり、最後には下等動物にも拡張されるようになる。(Darwin 1871, I, 104-105, 訳上 134)

2. 2. 4. 「人間がどのようにして何らかの下等の形態から発達したのかについて」

第4章では、「人間の下等な形態からの発達」について論じており、章末の「結論」でこの章の内容を次のようにまとめている。

①人間の祖先も様々な個体差やわずかな変異を持っていた。②変異は一般的原因で引き起こされ、一般的で複雑な法則に支配されている。③人間の祖先も存続をめぐる争いを引き起こし、「自然選択」がはたらくことになった。④「自然選択」のプロセスは「用不用」の効果の遺伝に助けられ、この2つのプロセスは互いに影響を及ぼしあっていた。⑤人間の祖先はおそらく社会生活をしていた。⑥社会的動物においては、自然選択は、「集団全体にとってのみ有利であるような変異を保存することによって、個体に対して間接的に働くことがある」。(Darwin 1871, I, 154-55, 訳上 189-90)

最後に、人間の進化を次の2点でまとめている。「人間の肉体的な力の弱さ、スピードの遅さ、自然の武器を備えていない」という弱点は、①「人間が知的能力を持っていて」、「武器や道具をつくることができた」ことによって、②「社会的資質によって仲間を助け、また自分も助けられたことによって、十分以上に補われている」。(Darwin 1871, I, 157, 訳上 192)

そこで、次の章では「知的・道徳的能力の発達」について考察している。

2. 2. 5. 「原始時代および文明時代における知的・道徳的能力の発達について」

第5章では「知的・道徳的能力の発達」についてダーウィンは次のように論じる。粗野な社会において、「最も賢い個体」は、「最も多くの子」を育てられたであろう。「賢い個体を多く擁していた部族」は、その数を増やし、他の部族を駆逐したであろう。それゆえ、人間の「知的能力」は「自然選択」によって徐々に向上してきた可能性が高いと言える。(Darwin 1871, I, 159-60, 訳上 206-207) ここでは、「自然選択」の主体は個体であると想定している。

次に、人間の祖先が社会的な存在になると、「知的能力」は、「模倣」の原理を通して、理性や経験と共に大きく助けられながら発達し、変容していく。たとえば、ある部族の一人が、他人より賢く、新しい罾や武器などの発明をする才能があったとする。他のメンバーはその発明を模倣し、それによって利益を得るだろう。その部族は新しい技術の発達に伴い、人口が増え、他の部族を駆逐するようになるだろう。このようにして人口が増えた部族は、さらなる発明の才能を持った成員を生み出す機会を多く持っているに違いないと、ダーウィンは論じる。(Darwin 1871, I, 160-161, 訳上 208)

次に、社会的・道徳的能力について検討している。原始人または類人猿の祖先が社会的になるためには、本能的な社会的感情を獲得せねばならなかったはずだ。共感、忠誠、勇気のような社会的性質が、「習性の遺伝」に助けられた「自然選択」によって獲得されたことは明らかである。ダーウィンは2つの部族の競争の例を挙げる。部族Aは勇気と共感と誠実さを備えた人間をより多く持っていた。部族Bはそうではなかった。この2つの部族が競争すれば、部族Aが部族Bを征服するであろう。このように、

社会的・道徳的能力が高い部族が他の部族を征服して、最も栄えるであろう。こうして、社会的・道徳的能力は徐々に高められ、世界中に広がるであろう。(Darwin 1871, I, 161-63, 訳上 209-210) ここでは、「自然選択」の主体は「部族」のような「集団」が想定されているように思える。

では、多くのメンバーがどうやって社会的・道徳的能力を持つようになったのか、とダーウィンは問題提起する。彼の回答は次の通りである。①「各メンバーの推論の力と予測の力が向上してくるにつれ、各自は自分の経験から、誰かを助ければふつうはお返しを得るということを素早く学習するに違いない」。「何世代にもわたって、従われてきた習慣は、遺伝するようになるだろう」。②「しかし、社会的道徳の発達を促した、もっとずっと強力な刺激がある。それは、仲間からの称賛と非難である。称賛を好み不名誉を嫌うことは、「主に共感の本能に基づいている。そしてこの本能も、他の社会的本能と同様に、自然選択によって獲得されたものに違いない」。(Darwin 1871, I, 163-64, 訳上 211)

要約すると次のようになる。①原始人または類人猿の祖先は、部族(集団)を単位とする「自然選択」により「社会的本能」を獲得する。②この「社会的本能」に基づいて、推論と予測の能力の向上に伴い、部族(集団)の成員は、誰かを助ければお返しを得られるという習慣を獲得し、この習慣は遺伝する。

2. 2. 6. 「全体のまとめと結論」

最終章である第21章でダーウィンは「全体のまとめと結論」を論じている。この章を参考にして、全体を要約しておこう。

(1) 結論。「人間はより下等な生物から由来した」。その根拠は、人間と下等動物との間の、①形態構造の類似性、②胚発生過程の類似性、③共通の痕跡器官の保持、である。(Darwin

1871, II, 368-69, 訳下 471)

(2) 「知的能力について」。「高等動物の知的能力は人間のそれとは程度が異なるが、質的には人間と同じであり、それも進歩することができる。①徐々に進歩していく能力を持っているのは人間だけではない。②道具を使う人間以外の動物も存在する。③人間も下等動物と同様に、分節化されていない鳴き声でも意味を表現する。人間の分節化した発話の能力は、他の下等の形態から進化してきたと考えられる。④動物も自己の心的個性を持っている。⑤こと女性の美に関する限り、美に対する好みというものは、人間の心に固有の性質とはいえない。⑥霊的な媒体の存在に対する信仰を含む広義の「宗教」に関していえば、未開人もイヌのような動物も「信仰」を持っている。

(3) 「道徳的性質の発達について」。①「道徳的性質」の基礎は、「社会的本能」のなかにある。②「社会的本能」は、「同種に属する全ての個体に適用されるのではなく、同じ集団に属している個体に対してのみ向けられる。それらは種にとってたいへん有利なので、自然選択を通じて獲得されてきた可能性が非常に高い」。(Darwin 1871, II, 374, 訳下 477) ③言語の能力が獲得されるようになると、公共善に関する共通の意見が行動の指針の大部分を占めるようになる。この「公共の意見」は、「社会的本能」の「社会の善のために行動する衝動」を強め、方向づけ、ときには方向を変えさせることもある。この「公共の意見」の力は、本能的な共感に基づく。④各々の個体の行動指針としては、個体の「習慣」が大きな役割を果たす。社会的本能や衝動は、その他の本能と同様に、「習慣」によって強化される。

2. 2. 7. 総括

最後に、ダーウィンの『人間の由来』(1871)で説かれた「心的能力の進化論」を総括しておこう。功利主義哲学者たちは、もともと「道徳

の基礎は利己心の一形態にある」と考えてきたが、最近では「最大幸福の原理」にあると考えている。しかし、下等動物の本能が、「集団の一般的利益」のために発達してきたのは、確かである。道徳の存在を検証するためには、「一般的幸福」というよりは、「集団の一般的利益」または「福祉」という定義を、人間にも動物にも使った方がよい。

ここでは、道徳の基礎を、「利己心」の一形態である「最大幸福の原理」に求める功利主義的考え方ではなく、「集団の一般的利益」または「福祉」に求める考え方が表明されている。「共感をも含めた社会的本能が、常に第一の衝動であり、指針であるはずだ」。「最大幸福の原理」は、最も重要な二次的指針であり、目的である。人間にとって「高次の道徳規則」は「社会的本能に基礎を置く、他人の福祉に関連したもの」である。それらは、「仲間の賛同および理性によって支えられている」。これに対して、「低次の規則」は、「主に自己に関するものである」。

「道徳的性質の遺伝」に関しては、次のように論じている。「最初は習慣や教育やお手本によって、同じ家族の中で数世代にわたって続けられたから心の中に刻印された」のであり、「そのような美德を有している個体が存続のための争いに有利だったから」ではないだろう。「道徳的傾向の遺伝」について、ダーウィンは個体の「自然選択」ではなく、集団の「習性の遺伝」の可能性を考えていたようである。これは、ラマルクの進歩論である。「獲得形質」が遺伝子を通じて遺伝するというのではなく、「習性」の変化が集団内で蓄積し継承されていくと考えていたのであろう。

2. 3. ダーウィン進化論の特徴

最後に、ダーウィン進化論の特徴を整理しておこう。

(1)『種の起源』では、生物の進化全般が考察されている。①ダーウィン進化論の核心は

「変異」の「自然選択」説である。自然に適應する変異が選択され、遺伝するという説である。

②自然に適應する習慣が獲得されれば、その習慣は遺伝するという説も容認しているのので、ラマルク説を部分的に取り入れているといえる。

③「自然選択」の基準は個体にとって有益であるか否かである。だが、「社会性動物」の場合には、その基準は「共同体」(集団)にとって有益であるか否かである。個体の利益だけではなく、集団の利益実現が基準となっている。これら2つの基準はときに矛盾する。

(2)『人間の由来』では、人間の心的能力の起源が考察されている。①人間も下等動物も社会的本能を共有しており、その本能の働く範囲が狭い範囲に限定されている。②常に底流に根強く存在している社会的本能が、一時的には強力だが常に存在するものではなく、あとに鮮烈な印象を残すわけでもないような他の本能に負けてしまったと感じたときにはいつでも、本能が充足されないときに生じるあの不満足感が起こる。(社会的本能と利己的本能の矛盾)③言語の能力が獲得されるようになると、公共善に関する共通の意見が行動指針となる。④各々の個体の行動指針としては、個体の「習慣」が大きな役割を果たす。

(3)『人間の由来』では、とりわけ「道徳」の基礎と遺伝が論じられた。①道徳の基礎は、「利己心」の一形態である「最大幸福」ではなく、「集団の一般的利益」または「福祉」である。「共感をも含めた社会的本能が、常に第一の衝動であり、指針である」。「最大幸福の原理」は、最も重要な二次的指針であり、目的である。人間にとって「高次の道徳規則」は「社会的本能に基礎を置く、他人の福祉に関連したもの」である。それらは、「仲間の賛同および理性によって支えられている」。これに対して、「低次の規則」は、「主に自己に関するものである」。

②「道徳的傾向の遺伝」について、ダーウィンは個体の「自然選択」ではなく、集団の「習性

の遺伝」の可能性を考えていた。これは、ラマルクの進化論である。「獲得形質」が遺伝子を通じて遺伝するということではなく、「習性」の変化が集団内に蓄積され継承されていくと考えていたのである⁴。

3. ダーウィン以後の進化論

3. 1. H. スпенサーの社会進化論

スペンサーはダーウィンよりも11歳若いですが、『種の起源』(1859)より早く進化の説を公にした。彼は、社会有機体説に基づく社会進化論を唱えた。

3. 1. 1. 進化仮説

スペンサーの進化仮説は次のような内容である。「どの生物も」「感知されないほどの変化を重ねて単純から複雑へと進む」。「社会の進歩は1つの進化である」。「社会はつくられるものではなく成長するものだ」。(Spencer 1864, 347, 訳222) このように、社会は「単純から複雑へ」と進歩するという社会進化論が述べられている。これは一種の進歩史観である。

3. 1. 2. 間接的平衡化

次に、最適者生存の理論を見ておこう。「環境に生じた変化」にさらされたとき、「あるものたちは他のものたちより安定である」。「その機能が変化した外的要因の集まりとの平衡からいちじるしくずれてしまった個体は、死亡することになる」。「そのような変化した外的要因の集まりともっとも平衡を保ちやすい機能をたまたまもっていた個体は、生存を続けるであろう」。これが、「最適者の生存」の理論である⁵。(Spencer 1864, 444, 訳223)

3. 1. 3. 批判と仮説

スペンサーは自らの進化論をダーウィン説、ラマルク説と比較して次のように特徴付ける。「進化という事実にかんしては意見が一致しているけれども、その原因にかんしては相違がある」。^①「ワイスマン教授とその支持者たちは、自然選択によって全てを説明できると主張している」。^②「それとは逆に、機能的に生じた変化の遺伝を認める人たちの中には、ヘンズロー師=教授のようにそれだけを要因と見る者も少数だが存在する」。^①がネオダーウィニズム、^②がネオラマルキズムである。

スペンサー自身は、「両方の要因が作用するという点で」ダーウィンに同意する。しかし、「機能的原因で生じた変化の遺伝がダーウィンの晩年の考えより以上に大きな役割を演じるものであることを、またさらに、進化が進んだその前線においてはそれが最高の型を生じさせるのに主要な役割をしたのであることを」彼は信じる。(Spencer 1898, 559-560, 訳226) ダーウィンの場合は、^①自然選択説が主、^②ラマルク(獲得形質の遺伝)説が従であるのに対して、スペンサーの場合は、^②ラマルク(獲得形質の遺伝)説が主、^①自然選択説が従であると言えるだろう。

3. 1. 4. 総括

スペンサーの進化論の特徴は、次のように整理できるであろう。^①社会は「単純から複雑へ」と進歩するという社会進化論を唱えた。これは一種の進歩史観であり、ダーウィンの進化論とは根本的に立場が異なる。この点については、パースの進化論を検討する際に詳述する。^②「生存闘争を通じた最適者生存」という「社会進化」の一般原理への不干渉、すなわち「自由

⁴ この考え方は、制度的経済学における「制度」(集合的思考習慣)の進化に継承されていったと言えるだろう。

⁵ 「生存闘争を通じた最適者生存」という「進化の一般原理」への不干渉、すなわち「自由放任」がスペンサーの立場であった。(高2012, 144-45)

放任」がスペンサーの立場であった。③スペンサー自身は、自然選択と獲得形質の遺伝という両方の要因が作用するという点でダーウィンに同意する。ただし、ダーウィンの場合は、自然選択が主、獲得形質の遺伝が従であるのに対して、スペンサーの場合は、獲得形質の遺伝が主、自然選択説が従であるという違いがある。

3. 2. パースの「進化の三様式」

次に、プラグマティズムの創始者であるパースの「進化の三様式」について検討しよう。

3. 2. 1. 偶然的進化

パースは、「自然の諸法則と一様性一般とを説明する唯一の可能な方法は、それらを進化の諸結果と仮定する方法である」と述べ、「進化論」という方法を高く評価する。そして、この方法を次のように特徴付ける。「この方法はそれら（法則と一様性）を絶対的なもの、正確に服従すべきものとは考えない。この方法は不確実性、自発性、あるいは絶対的偶然という要素を自然の構成要素とみなす」。(Peirce, 1935, 15, パース 1982, 207) その上で、進化の3つの様式について論じている。進化の第一の様式は、ダーウィンが考えているような「自然選択」である。パースはこの様式を次のように説明する。

「ダーウィンの理論によれば、進化は二つの要素の作用によって成しとげられた。第一は形質遺伝で、それは祖形によく似た子孫をつくりながら、しかも『変種形成』ないし偶然的変異—多くのばあいはごくわずかな変異、まれには大きな変異—のための余地を残しているという原理である。第2は、死亡率を上回る出生率を維持しえぬ品種、または、種族の絶滅である」。そして、「このダーウィンの原理は、明らかに、大々の一般化が可能であり、「ここに可能な進化の真の公式が与えられている」と、ダーウィンの「自然選択」による偶然的進化論を高く評価する。(Peirce, 1935, 16, パース 1982, 208-209)

3. 2. 2. 必然的進化

進化の第二の様式は「必然的進化」である。パースはこの様式について次のように説明する。「偶然的進化の学説に真っ向から対立するものとして、あらゆる進化の原因を内的必然性の原理、または他の形式の必然性に求める諸理論がある」。「たとえば、ネーゲリは、諸形態がますます複雑にならねばならぬということは、運動の第一法則と、原形質の有する未知の特異な分子構造とから、何らかの仕方で、必然的に導きだされる帰結であると考えた」。「ケリカーによれば、ある形態は一定の成熟を成しとげたのちに他の形態を生みだす」。「ワイスマンも、自らはダーウィン主義者と称しているが、偶然からはなにも生ぜず、あらゆる形態は両親からの遺伝の期待的結果に過ぎぬと主張している」。そして、彼らは、「みな一様に、彼らの観察する事実が指示していない機械的必然性を、自分たちの科学に持ち込もうとしている」と否定的に評価する。(Peirce, 1935, 200, パース 1982, 332-33)

H・スペンサーについても「機械論的原理」にもとづいて進化を説明したがっている論者に分類している。そして、そのような試みは「非論理的」とであるとして、4つの理由を挙げている。①進化の原理はいかなる外的原因をも必要としない。成長傾向それ自体は、偶然に起こった微小な胚種から生成したものだとは仮定できる。②法則は、進化の結果と仮定すべきである。③厳密な法則は同質性から異質性をけって生産できず、気まぐれな異質性は宇宙における一番明白かつ固有な特性である。④エネルギー保存の法則というのは、力学的法則に支配されるすべての作用は可逆的である、との命題と等価であり、したがって、成長は力学的法則によっては説明できない。以上4つは、いずれも「偶然的進化」を支持し、「必然的進化」を否定する理由となる。

結論として、「スペンサーは哲学的進化論者

ではなく、中途半端な進化論者にすぎない」と否定的に評価している。(Peirce, 1935, 15-16, パース 1982, 208)

3. 2. 3. 習慣の力による進化 (創造愛的進化)

偶然的進化 (突然変異による進化) と必然的進化 (機械的必然性による進化) とは敵対し合う概念である。両者の争いを克服する第三の方法が、「ラマルクの理論」のうちにひそんでいると、パースは述べる。(Peirce, 1935, 200, パース 1982, 333) では、「ラマルクの理論」はどのようなものか。パースは次のように説明する。「ラマルクの理論」もダーウィンと同様に「種の発達は感知しえぬ変化の長い系列によって起こったと仮定する」。ダーウィン説との違いは、次の点にある。「その変化は、個体の生存中にも努力と訓練との結果として起こり」、「生殖はこれらの変質を保持する以外、その過程でどんな役割をも果たさない」、とラマルク説は仮定する。「ラマルクの学説の方は個体が努力する形質の発達だけを説明し」、「一方、ダーウィンの学説は種族にとって真に有益な一個体にとっては致命的かもしれないが一形質の生産だけを説明する」。

より広い視野で哲学的に考察すれば、「ダーウィンの進化は偶然の作用と、その結果生じる劣性分子の絶滅による進化」であるのに対して、「ラマルクの進化は習慣と努力の効果による進化である」と、パースは2つの進化論を哲学的に対比する。(Peirce, 1935, 16-17, パース, 209) そして、ラマルクの進化論の意義を、次のように敷衍していく。「獲得形質の遺伝は習慣形成という一般的性質を持ち、そして、習慣形成とは精神の法則の生理学的領域内での表現であり、派生物である」。そして、ラマルク主義者はこうも考える。「形態の変化は、元来、機械的原因の一部負っているとはいえ、その変化をはじめて生み出す主たる要因としては、懸命の努力と練習によってつけ加えられる過度な

成長とがある」。ところで、「努力」は「ある目的に向けられるものであるゆえ、本質的に精神的現象であり」、「練習による成長も」、「力学的法則とはまったく相反する性格を持った法則」、すなわち、「精神の法則」に従う。それゆえ、「ラマルクの進化は習慣の力による進化である」。(Peirce, 1935, 200-201, パース 1982, 333-34)

ところで、一般に「習慣はどのように破壊されるのか」。それは、以下のとおりである。「反応は、通常、刺激の除去とともに終わる」。「それは、刺激が存続するかぎり興奮が続くからである」。したがって、「習慣とは、刺激の除去と結びついた一般的行動様式である」。しかし、「予測した刺激の除去が起こらないとき、興奮は継続し、増大して、非習慣的の反応が生じる」。そして、「この反応には習慣を弱める傾向がある」。だとすると、「物質はその理想的法則に絶対正確には従いはせず、さほど目立たぬ程度だが、規則性からの偶然的逸脱が生じる」。「この逸脱も、概して、一様にわずかな効果を生み出すであろう」。しかし、「原形質は、強度に不安定な状態にある」。「そうした状態では、普通程度の規則性からの逸脱に伴い、別の大規模な逸脱が起こるであろう」。そして、「そのようにして生れた法則からの大規模な逸脱は、それ自体が習慣的性質を帯びるならば、さらに進んで、もろもろの法則を破壊する傾向を示すであろう」。「こうして習慣が破壊され、偶然的自発性が再生するに伴い、精神の法則によって、感情が強化される」。こうして習慣は破壊され、再生するという過程をたどる。(Peirce, 1935, 173-74, パース 1982, 312-13)

「習慣は単なる惰性にすぎず、休止であって、推進ではない」が、「エネルギーの前方噴出であり」、「それによって形態の新しい要素がまずつくりだされる」。したがって、「習慣は二重の役割を果たす」。「習慣は新しい特質の形成に役立つ」と同時に、「その新しい特質を、その特質を担う動植物の一般的形態と機能とに調和さ

せるのに役立つ」。

このような「習慣と努力による進化」をパースは次のように整理する。努力という「内面の過程のほか、環境の作用がある。この作用は解体されるべく運命づけられている習慣を解体し、それによって精神を生き活きとさせる」。したがって、「ラマルクの進化の第一段階は、さまざまな思想を自由に振る舞える状態におくことである」。第二段階の仮説は次のようになる。「練習による成長は、分子のばらばらな飛行と、新しい物質による諸部分の修復とからなっている。それゆえ、その成長は一種の再生産である」。そして、「練習による成長は精神においても生じる。実際、学習の本質はここにある」。

こうして、進化の三つの様式がパースによって示された。偶然の変異による進化、機械的必然による進化、そして創造的愛による進化、である。パースは、これらの進化を、偶然的進化、必然的進化、アガベ的進化と呼ぶ。そして、学説としては、偶然的進化主義、必然的進化主義、アガベ的進化主義と名付ける。(Peirce, 1935, 201-203, パース 1982, 334-36)

こうした進化の三様式の問題を、パースは、「人間の思想の歴史的発展と関連づけて」検討している。まず、「思想の偶然的発展はいかなる目的ももたず、外的環境からも論理の力からもまったく拘束されずに、無頓着にさまざまな方向に向かって、習慣的観念からわずかに逸脱することで成り立っている。この新しい逸脱から予期せぬ結果が生じ、それらの結果は、さまざまな逸脱のうちのある特定のものを、習慣として固定化する傾向を持っている」。次に、「思想の必然的発展は、精神にとって内的、外的どちらかの原因によって決定される性格をもった新しい観念を、その観念がどこへ向かっていくのか予知せず、採用することから成り立つ」。「外的原因としては、たとえば環境の変化があり、内的原因としては、たとえば一般化のような、すでに容認された観念の論理的展開がある」。

最後に、「思想のアガベ的発展は」、「偶然的進化におけるように、まったく無頓着にはなく」、「また必然的進化のばあいのように、たんなる環境や論理の力によって盲目的にでもなく」、「精神が獲得する以前にその性質が予見されている観念そのものにたいする直接の魅力によって、共感の力によって、すなわち精神の連続性によって、ある一定の精神的傾向を採用することである」。

パースは、この精神的傾向には三つの種類があると論じる。「第一に、それは全体の人びと、ないしは共同体の集合的人格性に影響を及ぼし、それを介して、集合的人びとと強力な共感的関係をもつような個々人に伝達されうる」。「第二に、それは私的人格に直接影響を及ぼしうる」。「第三に、それは、ある個人の人間的愛情とは無関係に、その人の精神をとりこにする魅力によって、その個人に影響を及ぼすことができる」。「天才の予見と呼ばれてきた現象がこれに相当する」。(Peirce, 1935, 205-206, パース 1982, 340-41)

以上のように、パースは第三の進化様式を「習慣の破壊と再生」による進化と特徴付ける。そして、この進化様式を「精神的現象」と捉える。ダーウィンが『人間の由来』で論じた、人間の心的能力の進化、道徳の進化を検討する際には、この「第三の進化様式」である「ラマルクの進化」の適用が有効であるといえるかもしれない。

3. 2. 4. 総括

パースの哲学的進化論について総括しておこう。

(1)「進化論」とは、「自然の諸法則と一様性一般」を「進化の諸結果と仮定する方法である」というのがパースによる進化論の定義である。

(2)「進化論」という方法は、「法則と一様性」を絶対的なもの、正確に服従すべきものとは考えない。この方法は不確実性、自発性、あるいは

は絶対的偶然という要素を自然の構成要素とみなす。これが、パースによる進化論の特徴付けである。

(3) 進化の第一の様式は、ダーウィンが考えているような「自然選択」である。この様式では、進化は二つの要素の作用によって成しとげられる。第一は形質遺伝で、それは祖形によく似た子孫をつくりながら、しかも「変種形成」ないし偶然の変異のための余地を残している。第二は、死亡率を上回る出生率を維持しえぬ品種、または、種族の絶滅である。パースは、このダーウィンの「自然選択」による偶然的進化論を高く評価する。

(4) 進化の第二の様式は「必然的進化」である。この様式は、「偶然的進化の学説に真っ向から対立するもの」で、「あらゆる進化の原因を内的必然性の原理、または他の形式の必然性に求める」理論である。これらの理論は、「みな一様に」、自らの「観察する事実が指示していない機械的必然性を、自分たちの科学に持ち込もうとしている」とパースは否定的に評価する。H. スペンサーについても「機械論的原理」にもとづいて進化を説明したがっている論者に分類している。そして、そのような試みは「非論理的」として、4つの理由を挙げている。①進化の原理はいかなる外的原因をも必要としない。②法則は、進化の結果と仮定すべきである。③厳密な法則は同質性から異質性をけって生産できない。④成長は力学的法則によっては説明できない。結論として、「スペンサーは哲学的進化論者ではなく、中途半端な進化論者にすぎない」と否定的に評価している。

(5) 偶然的進化と必然的進化とは敵対し合う概念であり、両者の争いを克服する第三の方法が、「ラマルクの理論」のうちにひそんでいる。「ラマルクの理論」もダーウィンと同様に「種の発達は感知しえぬ変化の長い系列によって起こったと仮定する」が、ダーウィン説との違いは、「その変化は、個体の生存中にも努力と訓

練との結果として起こる」と仮定する点にある。「ラマルクの学説は個体が努力する形質の発達を説明」する。より広い視野で哲学的に考察すれば、「ダーウィンの進化は偶然の作用と、その結果生じる劣性分子の絶滅とによる進化」であるのに対して、「ラマルクの進化は習慣と努力の効果による進化である」と、パースは2つの進化論を対比する。

そして、ラマルクの進化論の意義を、パースは次のように敷衍する。「獲得形質の遺伝は習慣形成という一般的性質を持ち、そして、習慣形成とは精神の法則の生理学的領域内での表現であり、派生物である」。「形態の変化」を「はじめて生み出す主たる要因としては、懸命の努力と練習によってつけ加えられる過度な成長とがある」。ところで、「努力」は「ある目的に向けられるものであるゆえ、本質的に精神的現象であり」、「練習による成長も」、「精神の法則」に従う。それゆえ、「ラマルクの進化は習慣の力による精神の進化である」。

このような「習慣と努力による進化」をパースは次のように整理する。努力という「内面の過程のほかに、環境の作用がある。この作用は解体されるべく運命づけられている習慣を解体し、それによって精神を生き活きとさせる」。したがって、「ラマルクの進化の第一段階は、さまざまな思想を自由に振る舞える状態におくことである」。第二段階の仮説は次のようになる。「練習による成長は、分子のばらばらな飛行と、新しい物質による諸部分の修復とからなっている。それゆえ、その成長は一種の再生産である」。そして、「練習による成長は精神においても生じる。実際、学習の本質はここにある」。

以上のように、パースは第三の進化様式を「習慣の破壊と再生」による進化と特徴付ける。そして、この進化様式を「精神的現象」と捉える。ダーウィンが『人間の由来』で論じた、人間の心的能力の進化、道徳の進化、そして、制度的経済学が重視する制度（集会的思考習慣）

の進化、を検討する際には、この「第三の進化様式」である「ラマルクの進化」の適用が有効であるといえるだろう。

4. 制度的経済学の進化論

4. では、制度的経済学－ヴェブレンとコモンズ－の進化論を検討する。

4. 1. ヴェブレンの制度進化論

4. 1. 1. で『有閑階級の理論』を検討し、4. 1. 2. で『営利企業の理論』を検討する。

4. 1. 1. 『有閑階級の理論』(1899)

4. 1. 1. 1. ヴェブレン制度進化論の構図

まず、『有閑階級の理論』第8章で述べられているヴェブレンの制度進化論を検討してみよう。彼は進化論の構図を次のように提示する。「人間生活と社会構造の発展を実現してきたさまざまな力を、究極的に、生きている組織(tissue)と物理的環境という条件に還元できる」。(Veblen 1899,189, 訳188)「生きている組織」と「物理的環境」という構図は、「生物」と「自然環境」というダーウィンの構図とほぼ同じである。この構図をヴェブレンは「人間的であると同時に非人間的でもある環境」と「肉体的かつ知的な構造をもつ人間主体」と読み替える。そして、「人間主体は」、「好都合な変異を選択的に保存するという規則に従っている」と論じる。そして「変異」については、「適応に起因する変異」や「特別な習慣的な考え方の間で生じる選択に起因する変異」もあると指摘している。この部分は、ダーウィン同様、ラマルク説を部分的に認めていることを示している。

そして、この「好都合な変異の選択は、おそらくその大部分が民族類型の選択的保存から成り立っている」が、それらの「一般的枠内で、思考習慣の選択的適応のプロセスが同時に進行している」。ここで、「思考習慣＝制度」という

概念が登場する。これは、ダーウィンが『人間の由来』で論じた、人間の知的・社会的・道徳的能力の進化の応用であるといえる。「環境」と「人間主体」という構図が、「環境」・「制度」・「人間主体」という構図に発展している。そして、進化するのは「制度」となる。これに対して、ネオダーウィニズムの場合には、遺伝し進化するのは「遺伝子」である。ヴェブレンの場合、遺伝し、進化するのは、「遺伝子」ではなく、「制度」なのである。この構図によってヴェブレンの制度進化論は展開されていく。その内容を見てみよう。

「社会における人間の生活は」、「生存のための闘いであり」、「選択的適応のプロセスでもある」。「社会構造の進化は、制度の自然選択のプロセスであった」。「人間の制度や性格」における進歩は、漸進的に変化する「環境に対する個々人の強制的な適応のプロセス」と「最適な思考習慣の自然選択」によって生じる。このように、制度進化の構成要素は次の3つのプロセスである。①環境の漸進的变化。②環境に最適な制度(思考習慣)の選択。③環境に対する個々人の(強いられた)適応。

より詳しく見ていくと次のようになる。①環境は、コミュニティの成長と、変化する制度とともに、漸進的に変化する。②制度は選択と適応の結果である、と同時に次の機会には、選択の有効な要因となる。したがって、変化する制度は、次の機会に、①最適な気質に恵まれた個人を「選択」するのに役立つだけでなく、②新しい制度の形成を通じて、個人の気質や習慣を、変化しつつある環境に対してよりよく「適応」させるのにも、役立つ。

そして、環境と制度の関係について、次のように論じる。今日の状況が、選択的で強制的なプロセスを通じて、明日の制度を形作る。制度は過去のプロセスの産物で、過去の環境に適応したものである。したがって、現在が要求しているものに完全に一致することはない。

この選択的適応のプロセスは、社会がおかれている状況の漸次的変化に追いつくことはできない。状況、つまり、選択を実行させる生活の必要性は日々変化するからである。今日の制度は、今日の状況に完全に適合しているわけではない。したがって、制度は保守的要因、保守主義的要因となる。その制度の保守性について次のように説明を加える。

「変化した状況が要求することに適応しようと試みる人間の思考習慣の再適応は、「のろのろと不承不承にしか」、「遂行されない」。「社会の特定部分や階級が」、「環境のもつ力から保護されている場合には」、彼らは、「自己の考え方や生活方式を、とてつもなくゆるやかに変化した一般状況に適応させようとするだろう。その分だけ、それは社会的変革のプロセスを遅延させることになりがちだろう。富裕階級は、変化や再適応に貢献する経済力という点で見ると、そのような保護された地位にある」。このように、ヴェブレンは、制度の保守性の例として「有閑階級という制度」を取り上げて論じている。(Veblen 1899, Ch, VIII)

4. 1. 1. 2. ヴェブレン制度進化論の概要

そこで、全体の構図を確認しておこう。ヴェブレンは歴史を、原始未開、野蛮、現代の三つに分割する。環境は、①原始未開時代⇒②野蛮時代⇒③現代、へと漸進的に変化する。各々の時代には、環境に最適な制度（思考習慣）が選択され、個々人は適応を強いられる。制度は選択と適応の結果である。①原始未開社会は、平和愛好的で定住的であり、個人所有は経済システムの支配的な特徴になっていなかった。②しかし、野蛮時代になると、状況は一変する。野蛮時代の前期には、非産業的職業と産業的職業が峻別され、上層の非産業的有閑階級と下層の産業的労働階級という差別が生まれ、職業の性別分業も明確になった。(Veblen 1899, Ch, I)

野蛮時代前期に所有は略奪的所有から始まっ

たが、野蛮時代後期になると、略奪的文化は金銭的文化にその席を譲り、武勳と戦利品が名誉であるという見方から、富そのものが名声の象徴であるという見方によって変わった。(Veblen 1899, Ch, II)そして、野蛮時代後期に「有閑階級」という制度が出来上がる。この有閑階級を虜にしたのが「顕示的閑暇」であり、「顕示的消費」であった。(Veblen 1899, Ch. III, IV)

③だが、現代になると、平和愛好的な産業社会への回帰的転換が起こる。「平和愛好的文化段階からの残存物と見なしうる古代的特性のなかには、「われわれが良心と呼ぶ種族連帯本能と」、「モノ作り本能がある」。これに対して、「略奪的な気質は、現代生活のあらゆる目的、とくに現代的な産業活動にとって役立つものではない」。「現代社会におけるすべての産業的利益は、もっぱら産業効率にある」。「この集团的利益は、正直、勤勉、平和愛好性、善意、利己主義の欠如、さらには因果関係の習慣的な認識と理解」「によって最もよく促進される」。「略奪的なタイプ人間は、このような特性をごくわずかしかもっていないから、現代的な集団生活の目的にとって貢献するところがない」。(Veblen 1899, Ch. IX)

4. 1. 1. 3. 「金銭的制度」の「再適応」

このように、過去（野蛮時代後期）の状況の中でできあがった「金銭的制度」そして、「有閑階級という制度」が最も発展を遂げたのは「野蛮」時代であった。とりわけ、野蛮時代の後期になると、略奪的文化は金銭的文化に席を譲り、富そのものが名声の象徴となる。しかし、現代になると、過去の状況の中でできあがった「金銭的制度」（「有閑階級」という制度）は、今日の状況に完全に適合しなくなる。しかし、「現在の思考習慣（制度）は、環境が変化を強制しないかぎり、無限に持続する傾向をもって」。だが、「変化した環境に対する制度と習慣的な考え方の再適応は、外部からの圧力に応

じて実行される」。

この「再適応」は、「金銭的な制度の修正」という形を取る。「産業的生活の変化は、取得方法の変化を要求する」。「金銭的な利益や金銭的思考習慣が制度の発展に及ぼす影響は、私有財産の保全、契約の執行、金銭的取引の便宜、既得権にとって役立つさまざまな立法や慣行のなかに見られる」。「破産や管財制度、有限責任、銀行貸付や通貨、労働者や雇主の連合、トラストやプールに影響を及ぼす変化は、そのような意味をもっている」。

このように、「金銭的制度」は新しい環境に「再適応」するために、修正を余儀なくされる。この修正の「直接の目的は、平和的で秩序立った利己的な収益権の便宜を拡大すること」、すなわち、有産階級の既得権益の維持・拡大であった。しかし、「その間接的な効果は、この直接の目的を超えている。企業のより円滑な経営が、産業と産業外の生活をますます混乱なく持続できるようにするだけでなく、日々の業務のなかで抜け目なく差別待遇をするように要求する騒擾や紛争の排除が、金銭的な階級それ自体を余分なものにしてしまうように作用する」。(Veblen 1899, 210-11, 訳 208)

4. 1. 1. 4. 『有閑階級の理論』の制度進化論

『有閑階級の理論』の制度進化論を整理すると次のようになる。

①環境は、原始未開時代⇒野蛮時代⇒現代、へと漸進的に変化する。各々の時代には、環境に最適な制度が選択される。野蛮時代後期には、「金銭的制度」が選択される。個々人は「金銭的制度」に適応することを強いられる。

②環境が野蛮時代から現代へ変化すると、「金銭的制度」は最適な制度ではなくなる。人間の思考習慣(制度)は、新しい環境に「再適応」を試みるが、そのプロセスは、「のろのろと不承不承にしか」進行しない。

③「金銭的制度」は新しい環境に「再適応」

するために、修正を余儀なくされる。この修正の「直接の目的」は、有産階級の既得権益の維持・拡大であった。しかし、その「間接的效果」は、金銭的な階級の衰退であった。

4. 1. 2. 『営利企業の理論』(1904)

4. 1. 2. 1. 「営利原則」による産業過程の浸食

制度(思考習慣)は過去のプロセスの産物であり、過去の環境に適応したものであり、それゆえ、現在の環境が要求しているものに完全に一致することはない。この選択的適応のプロセスは、いかなる時でも、社会が置かれている状況の漸進的变化に決して追いつくことはできない。なぜならば、適応を強制し、選択を実行する環境、状況、生活の切迫した事情は、日々変化するからである。その結果、今日の制度は今日の状況に完全に適合しているわけではない。現在の人間の思考習慣は慣性を持つ保守的要因なのである。(Veblen 1899, 191, 訳 190-91) ことから、古い制度と新しい環境との矛盾という問題が発生する。野蛮時代の環境に適応する金銭的制度と、平和愛好的な産業社会との対立という構図である。この構図は『営利企業の理論』の中で論じられていく。

①現代工業社会では機械を中心とした「産業」が支配的な地位を占め、産業社会のペースを決定している。②それと同時に、現代は、「営利」企業の時代でもある。産業活動の主要な部分では、利潤追求が経済活動の目的なのである。この利潤追求にもとづく経済行動を組織化するのが営利企業、とりわけ法人企業である。この産業社会において決定的な役割を果たすのが実業家である。実業家が、投資の機能と市場を通じて、工場と生産工程を支配し、産業社会の動きを決定する。

では、なぜ①「産業」と②「営利」が対立するのであろうか。その理由は次の通りである。

①「ある設備体系を利用して行われる機械過程は、他の多くの機械過程の適切な働きに依存し、

それを前提としている]。「この諸過程の相互連関のために、現代の産業体制は全体として一つの包括的で均衡的な機械過程なのである」。「この産業過程全体が効率的に機能するためには構成要素である様々なサブ・プロセスが全体として適当な調和を保って機能しなければならない」。「この産業過程全体の隙間の調整に少しでも狂いがあれば、全体の機能は妨げられる」。(Veblen 1904, Ch. II)

②しかし、機械過程の構成要素であるサブ・プロセスは、営利企業の支配下にある。このため、サブ・プロセス相互間の均衡保持という問題、すなわち「隙間の調整」は、実業家の利潤動機に従属することになる。均衡の攪乱から生まれる差別的利益の獲得を目指す実業家の手に「隙間の調整」が委ねられると、産業の調整は「営利的取引」として行われ、「営利原則」が産業過程を浸食することになる。例えば、独占企業は生産制限により資源・設備・労働力を意識的に不完全雇用の状態に置き、独占価格により差別的利益を獲得する。また、広告により差別的独占を作り出し、無駄な消費を助長することによって、差別的利益を生み出す。このように、営利企業が差別的利益の追求行動をとるようになると、産業全体の効率性が阻害され、共同社会の福祉の増進からの逸脱が起こるようになる。(Veblen 1904, Ch. III) 以上が、「営利原則」による産業過程の浸食である。

4. 1. 2. 2. 金融バブルの形成と崩壊

このように、現代の産業社会では「営利原則」による産業過程の浸食が生じているが、この浸食は、金融市場、資本市場の発達に伴いますます拡大するとヴェブレンは考えた。金融市場、資本市場における価格決定が投機的な動機に基づいてなされるようになるからである。企業の実物的な生産手段の固定性は高まるが、企業が発行する株式や債券は金融資産市場で高い流動性を付与される。この市場で形成される価格は、

企業の実物的な側面を反映するよりも、将来の差別的利益に対する期待によって大きく左右されるようになる。将来の予測に基づいて形成される資産価格の評価は、金融資産市場を不安定化する要因となる。

差別的利益に対する楽観的期待が現実のものとなれば株価は上昇し、株価の上昇によるキャピタルゲインを求めて、株価の上昇は投機的なものとなる。しかし、楽観的期待が実現しなくなると、人々の期待は悲観的なものとなり、株価の暴落が起こる。株価の暴落は、投資の収縮を導き、有効需要は減退し、非自発的失業が大量に発生する。国民所得は大幅に減退し、実業家の利益への期待は益々悪化し、投資の一層の収縮、有効需要のさらなる減退、非自発的失業の増加という悪循環が起こり、慢性的な経済停滞という事態に陥る。金融バブルの発生と崩壊、景気の螺旋的悪化、慢性的不況という事態が、現代資本主義の制度に内在する要因によって引き起こされることをヴェブレンは論じていた。(Veblen 1904, Ch. VII)

4. 1. 2. 3. 螺旋的回帰の進化論

このように、②営利企業の「金儲け」の動機による営利活動は、①現代産業社会の機械過程と矛盾し、産業の効率を損ない、共同社会の福祉増進からの逸脱をもたらすことがヴェブレンによって示された。このことは、②営利企業の「因習的で人格的な」思考習慣である「私的所有権制度」が、①現代の産業社会とは矛盾し、時代遅れの存在になっていることを意味する。(Veblen 1914, Ch. V) 時代遅れの思考習慣に代わって、①現代産業社会の担い手である労働者や技術者の新しい思考習慣である「即物的で非人格的な因果関係になじんだ」思考習慣が育ってくると、ヴェブレンは1914年に出版された『職人技本能と産業技術の発展』の中で論じている。(Veblen 1914, Ch. VII) そして、②古い思考習慣と①新しい思考習慣の対立が拡大していく。

この対立は、労働組合と営利企業の対立や社会主義運動として顕在化しており、営利企業体制は衰退に向かう運命にある。しかし、営利原則や営利慣行の文化的影響は根強く、広い範囲に及んでいる。営利原則が支配する最大で最も有望な文化的規律の要因は、国家政策である。営利企業の利害は積極的な国家政策を要望する。そのような政策は、愛国的であり、好戦的である。好戦的で愛国主義的な先入観は、服従や規範的権威というような野蛮時代の美德を強化する。②営利原則の衰退が、③野蛮時代の好戦的文化の復活を生み出すと、ヴェブレンは述べている。(Veblen1904,Ch. IX, X)

ここでは、②営利企業は衰退の運命にあるが、短期的には、③帝国主義政策のような野蛮時代の好戦的文化が蘇生し、復活するという議論が展開されている。ヴェブレンは、古い思考習慣は時代遅れとなり、営利企業は衰退に向かうが、営利原則の影響力は根強く、③野蛮時代の好戦的文化が復活するという先祖返り(螺旋的回帰)の進化論を提起していた。

4. 1. 2. 4. 『営利企業の理論』における制度進化論

『営利企業の理論』におけるヴェブレンの制度進化論は次のように整理できるだろう。

①現代産業社会という環境の登場は、②営利企業の「因習的で人格的な」思考習慣である「私的所有権制度」を、時代遅れの存在にする。①新しい環境が、②古い制度(思考習慣)を淘汰するという構図である。そして、①新しい環境が、③現代産業社会の担い手である労働者や技術者の新しい思考習慣である「即物的で非人格的な因果関係になじんだ」思考習慣を育む。すなわち、①新しい環境が、③新しい制度を選

択する、という構図である。これは、環境が制度を選択(淘汰)するという、自然選択(淘汰)の進化論である。

しかし、②営利企業は衰退の運命にあるが、営利原則の影響力は根強い。古い環境に適応している古い制度は、新しい環境に「再適応」しようとする。営利企業の利害は積極的な国家政策を要望する。そのような政策は、愛国的であり、好戦的である。営利原則の衰退が、野蛮時代の好戦的文化の復活を生み出す可能性がある。

4. 1. 3. ヴェブレンの制度進化論の特徴

『有閑階級の理論』と『営利企業の理論』に共通するヴェブレンの制度進化論の特徴を整理しておこう。

①環境は、原始未開時代⇒野蛮時代⇒現代、へと、漸進的に変化する。②各々の時代には、環境に最適な制度(思考習慣)が選択される。③しかし、古い時代の環境に適応している制度(たとえば「金銭的な制度」)は容易くは淘汰されず、新しい時代の環境に「再適応」しようとする。④その結果が、短期的には、「金銭的な制度の修正」であったり、「野蛮時代の好戦的文化の復活」という先祖返りだったりする。

したがって、ヴェブレンの制度進化論は、①「環境による制度の自然選択」という議論が主軸、②「制度の環境への適応」という議論が副軸、である。ダーウィン進化論も、①「自然環境による変異の自然選択」説が主軸、②「自然に適応する習慣の獲得」説が副軸、である。その意味で、ヴェブレンの制度進化論は、ダーウィン進化論の論理構造を継承していると言える⁶。

⁶ 「思考習慣＝制度」の選択的適応というヴェブレンの議論は、ダーウィンが『人間の由来』で論じた、人間の知的・社会的・道徳的能力の進化の応用であると考えられる。ダーウィンは『人間の由来』で、道徳の基礎を「集団の一般的利益」に求めている。ヴェブレンは、古い制度(たとえば金銭的制度)の新しい環境への「再適応」の努力の基礎を、「集団(有閑階級)の一般的利益」に求めていると考えられる。

4. 2. コモンズの制度進化論

次に、コモンズの制度進化論を検討しよう。

4. 2. 1. 制度の生成と進化

制度は「個人行動を制御し、解放し、拡大する集合行為」と定義される。「制度」は、「合理性の限界」と「不確実性」に直面する我々人間に、義務の調和を通じて期待の一致を保証するもので、経済的、法的、倫理的性格を持ち、歴史的に進化する。制度的経済学は法政治経済学的アプローチをとる。利害の異なる多様な集団間での「義務の調和」によって公共目的に資する制度が生まれ進化すると考える。支配力のある集団の利害を反映する制度や政策であっても、社会全体にとって有益であり倫理的にも正当化できなければ定着はしない。(Commons 1931, 648-51, 柴田 2021, 58-59, 148, 173-74)

4. 2. 2. 法制度の進化

コモンズ制度進化論の特徴は、その法政治経済学的アプローチにある。資本主義経済の進化を法制度の進化としてとらえる視点である。資本主義経済を支える最重要な「法制度」は、「私有財産制」である。イギリスにおいて早期に資本主義が順調に発達したのは、17世紀末の名誉革命の成功により立憲君主制が確立し、私有財産制が保証されたからである。そして、「私有財産制」の進化が資本主義の発展を支え、促進した。「私有財産」の定義は、「有体財産」から債権を表す「無体財産」へ、そして「無形財産」へと拡張されていった。この「私有財産」の定義拡張に伴い、自由の定義も肉体的な束縛からの自由から経済的強制からの自由へ、市場へ接近する権利（無形財産）へと拡大していった。こうした財産概念の拡張、自由概念の拡張が、封建制から資本主義への転換、そして資本主義の発展を推進する重要な要因であった。以上が、コモンズ制度進化論の骨格である。(Commons [1934]1990, 423-25, 柴田 2021, 149, 174)

4. 2. 3. 銀行家資本主義時代の「不安定化」

コモンズは資本主義の産業段階を、商人資本主義、雇主資本主義、銀行家資本主義の三段階に分ける。そして、銀行家資本主義時代の特徴は「不安定化」と述べる。では、この時代になぜ「不安定化」が生じるのか。その理由を、コモンズは、無体財産と無形財産という二つの対照的な概念を使って説明する。

4. 2. 4. 無体財産と無形財産

「無体財産」と「無形財産」は、コモンズ制度進化論の核心を成す概念である。両者は、対照的な性格を帯びている。前者は債権者と債務者の関係であり、権利－義務関係である。法的に強制が可能な契約であり、債権者は無体財産を保有する。この無体財産は負担の法の下にある。債権者は時の経過に伴いあらかじめ決められた（債務者による）債務支払いから生じる貨幣収入をあてにすることができる。後者は、販売（生産）者と購入者の関係で、「自由とリスクにさらされている状態」の関係である。販売者は無形財産を保有し、無形財産は機会の法の下にある。無形財産保有者は、将来の不確実な生産物の売却（他者による生産物の購入）から生じる貨幣収入を期待する。前者は確実な財産であり、後者は不確実な財産なのである。(Commons [1924]1995, 21-28, 235-82, Commons [1934]1990, 415-23, 柴田 2021, 75-76)

4. 2. 5. 景気循環と金融不安定性

銀行資本主義の取引を構成する2つの財産の性格の違いから景気循環が生まれる、というのがコモンズの景気循環論の核心である。無体財産は将来の債務の支払の現在価値であり、利子は待機の代償である。無体財産価値（名目価値＝制度的価値）は景気が変動して物価水準が変わっても変化しない。これに対して、無形財産は将来の販売から期待できる純所得の現在価値であり、利潤はリスクを冒すことへの代償である。

無形財産価値（名目価値＝制度的価値）は景気変動、物価変動に伴い激しく変動する。好況期には無形財産価値が無体財産価値を大幅に上回るようになり、債務に依存した投資が拡大する。逆に、不況期には無形財産価値が無体財産価値を下回り、債務に依存した投資は減退する。

コモンズは、景気循環を生み出す3要因を、①期待収益率（資本利回り）、②商品の平均価格、③利子率、に求めた。そして、景気循環を生み出す要因として、②物価変動を重視した。それは何故か。物価の変動が2種類の対照的な財産価値に異なる影響を与えるからである。（ α ）物価の上昇は無形財産価値を増価させるが、無体財産価値は変化しない。その結果、実質債務負担が低下し、債務に依存した投資が拡大する。（ β ）物価の下落は無形財産価値を減価させるが、無体財産価値は変化しない。その結果、実質債務負担が増加し、債務に依存した投資は削減される。物価（名目価格）の変動が実質債務負担の逆方向への変動をもたらし、バブルの形成と崩壊による景気循環の振幅拡大という金融不安定性が生み出される。信用制度の進化に伴い、債務に依存した投資が拡大し、金融不安定性が拡大する。これが、コモンズの描いた銀行家資本主義の特徴である。（Commons[1934]1990, 598-610, 柴田 2021, 94-97, 100, 107, 109, 157, 159）

4. 2. 6. 安定化論Ⅰ－物価水準の安定化－

こうした銀行資本主義時代の「不安定化」に対して、「安定化」の集合行為が自生的に生成してくるというのがコモンズ制度進化論の特徴である。その第1が「物価水準の安定化」であった。物価水準を安定化させれば、無体財産価値も安定化し、景気循環の振幅は縮小できると考えたのである。

①中央銀行の協調行動

コモンズがまず第1に注目したのは、中央銀行の「公共的義務」の原則に基づく協調行動で

あった。その目的は、商業恐慌の抑止あるいは緩和であった。商業恐慌が発生すれば商品の投げ売りが起こり、物価の暴落が起こる。物価が暴落すれば、負債の実質負担が急増し、倒産する銀行や商人が急増する。こうした恐慌とそれに伴う物価の暴落を抑制し、緩和する中央銀行の協調行動は「支払共同体」を維持する行動であり、その後「最後の貸し手機能」として制度化され、拡充されていく。

②物価の安定化

コモンズが第2に注目したのは、連邦準備制度設立による「物価の安定化」であった。この目標は現在の中央銀行の金融政策の目標に組み込まれている。（Commons[1934]1990, 434-38, 773-74, 780, 788-90, 805, 柴田 2021, 113-15）

4. 2. 7. 安定化論Ⅱ－無形財産価値の保護育成－

安定化の集合行為のもう1つの観点も、無形財産価値の保護育成であった。無形財産価値の健全な増進が、長期的な経済発展の原動力であると考えたからである。その第1の例は「失業保険制度」である。

4. 2. 7. 1. 失業保険制度－労使間グッドウィルの保護育成－

失業保険制度の提案には2つの潮流がある。第1の制度が「州基金」で、「社会的責任」という理論に依存している。第2の制度が「設立基金」で、「雇主責任」という理論に依存している。コモンズが支持し、プラン策定に関わったのは第2の提案であった。彼は1921年に原案の策定に関与し、1932年に改訂案がウィスコンシン州で「失業準備金法」として採用された。この法律は、失業者を出さない雇主は保険料を拠出する必要がなく、逆に、多くの失業を出す雇主は多くの保険料拠出を義務付けられるという仕組みになっていた。（Commons[1934] 1990, 841-42, 873）

このように、失業保険制度にみられるコモنزの安定化の考え方は、政府が課税によって雇用を維持できる企業から保険金を拠出させ、失業者を救済するという性格のものではなく、企業の雇用維持努力を奨励するという性格のものであった。その意味で、雇主に従業員との「共存共栄」を促す制度であった。これは「課税権限」ではなく「規制権限」の発揮であった。企業の雇用維持は労使間のグッドウィルの保護育成を促し、企業の長期的な利益に資すると考えられる。この意味で、コモنزの失業保険のプランは、労使間のグッドウィルの保護育成というプランであった。(柴田 2021, 116-17)

4. 2. 7. 2. グッドウィルの保護

無形財産価値の保護のもう1つの例は、グッドウィル（発明、特許、暖簾、商標）の保護である。この発明、特許、暖簾、商標の保護は、「生産性上昇の利得は、最初は、生産者に帰属されるべきである」という倫理的言明である。これは、生産性上昇への誘因を高める効果がある。そして、生産性上昇による時短、利潤と賃金の増加が可能となる。グッドウィルの保護は、生産性上昇の誘因となり、現代の企業の最も重要な資産である無形財産価値を保護育成することにつながる、とコモنزは主張した。(Commons [1934]1990, 801-2)

4. 2. 7. 3. 「無形財産」概念・グッドウィル概念の転換

コモنزは、無形財産概念をヴェブレンの否定的概念（搾取）から肯定的概念（道理に適用価値）に転換した。同様に、コモنزはヴェブレンの否定的なグッドウィル（暖簾）概念も肯定的なものに転換した。ヴェブレンは「暖簾」価値の基礎を「差別的独占」に求め、社会に利益を与えるものではないと否定的に評価する。これに対して、コモنزは「暖簾」の「差別的価値」の源泉を「多様なステークホルダーとの

良好な取引関係の維持」に求める。顧客の企業に対するグッドウィル（愛顧）を支えるのは、その企業の取引先、労働者などとの良好な取引・雇用関係なのである。したがって、その「差別的価値」は「道理に適用」ものとなる。(Commons[1934]1990, 649-52, 667-68, 673)

4. 2. 7. 4. 労使間互酬関係の生成

グッドウィルは互酬であり、相互の譲与である。そして、グッドウィルは自由の所産でもある。雇主と労働者は、相互に利益があると期待できるので随意的労働契約を自発的に更新する。民間経済主体の自発的な行動が労使間の互酬関係を形成するのである。では、労使間の互酬関係はどのように形成されるのだろうか。コモنزは次のように説明する。オーウエンのような進歩的雇主が、事業の繁栄と公共的精神を組み合わせ、実行可能で利益が出る模範を示すことによって、労働法規の開拓者となる。つまり、オーウエンのような「賢明な利己心」を持つ「弱い利他主義者」は、労働者に高賃金などの良好な労働条件を提供することによって短期的にはコストが上昇し損失を被るが、長期的には生産性上昇、離職率低下、顧客の愛顧獲得により利益を増やすことができる。彼のような存在が「共存共栄」の模範を示すのである。(Commons 1919, 18, 19, 24)

4. 2. 7. 5. 労働法規の役割

しかし、労使の互酬関係は全領域には広がらない。雇主の中には「啓発されていない利己心」を持つ者がいるからである。彼らは、価格引き下げ競争によって短期的な利益を得ようとするだろう。この競争は賃金と物価を引き下げ、進歩的な雇主の先駆的試みを後退させるだろう。このため、労使の自発的な互酬関係形成を補完する労働法規が必要となる。労使の自発的な互酬関係形成が労働法規の開拓者となり、労働法規が労使間のグッドウィルを補完する。グッド

ウィルを補完する法律が「労働の公益理論」である。

1898年のHolden v. Hardy事件における連邦最高裁判決が「労働の公益理論」成立の画期となった。連邦最高裁は、鉱山と製錬所の労働者の労働時間を1日8時間に短縮する法案を合憲とするユタ州最高裁の判決を支持したのである。この判決により、労働者は一般市民の一部であり、工作中的労働者の健康のための法律は特定の階級のための法律ではなく、公共目的のための道理にかんたった法律であると認識されるようになったのである。

以上のように、労使の自発的な互酬関係形成が労働法規の開拓者であり、労働法規は労使の自発的な互酬関係形成を補完する役割を果たすというのが、コモنزの労使間グッドウィル生成論の骨格である。(Commons 1919, 26-34)

4. 2. 7. 6. 国家の役割

では、国家の役割をコモنزはどのように考えていたのだろうか。経済とは、ある要素を制限し、別の要素を拡大することによって諸要素間の釣り合いを取ることに過ぎない。実業家の主な仕事は、与えられた資源と市場の範囲内で様々な種類の労働、原材料、機械の釣り合いを取ることである。国家（州）の法規と判決もそれと同様であると、コモنزは言う。ただし、法規と判決が釣り合いを取っているのは諸要素ではなく誘因である点がコモنزの独自性である。国家が資源配分に直接介入するのではない。負担と機会の法を変更し、「権利—義務」、「自由—リスク」の割り当てを変えることによって誘因の割り当てを変化させる。そのことによって様々な経済主体の行動様式を望ましい方向に導こうというわけである⁷。(Commons[1924] 1995, 323-30)

4. 2. 8. コモنزの制度進化論の特徴

コモنزの制度進化論の特徴を整理しておこう。

①コモنزは、資本主義経済の進化を法制度の進化としてとらえる。資本主義経済を支える最重要な「法制度」は、「私有財産制」である。イギリスにおいて早期に資本主義が順調に発達したのは、17世紀末の名誉革命の成功により立憲君主制が確立し、私有財産制が保証されたからである。そして、「私有財産制」の進化が資本主義の発展を支え、促進した。「私有財産制」の確立と進化が、資本主義経済の生成と発展を支え促進した、という認識である。(法制度の確立と進化⇒資本主義経済の生成と発展)

②信用制度の発達に伴い、銀行家資本主義の時代には、負債に依存する投資が拡大するようになる。そのことは景気循環の振幅を拡大し、金融恐慌発生リスクを高めることになる。その結果、資本主義経済は「不安定化」する。この「不安定化」に対抗して、「安定化」の諸制度が生成する。(信用制度の発達⇒資本主義経済の不安定化⇒安定化の制度生成)

③その第1が、中央銀行の「公共的義務」の原則に基づく協調行動である。その目的は、商業恐慌の抑止あるいは緩和である。こうした恐慌とそれに伴う物価の暴落を抑制し、緩和する中央銀行の協調行動は「支払共同体」を維持する行動であり、その後「最後の貸し手機能」として制度化され、拡充されていく。(金融不安定性⇒金融のセーフティネット生成)

④その第2が「無形財産価値」の保護育成である。その代表例が「労使間互酬関係の生成」である。雇主と労働者は、相互に利益があると期待できるので随意的労働契約を自発的に更新する。民間経済主体の自発的な行動が労使間の互酬関係を形成する。しかし、労使の互酬関係

⁷ コモنزのニュー・リベラリズムは、あくまでも「人間の自由意志」を尊重するものであった。(柴田 2021, 181-85)

は全領域には広がらない。雇主の中には「啓発されていない利己心」を持つ者がいるからである。このため、労使の自発的な互酬関係形成を補完する労働法規が必要となる。(労使間互酬関係の形成⇒無形財産価値の成長⇒資本主義経済の安定的成長)

⑤私有財産制度の進化により資本主義経済は発展するが、不安定化する。この不安定化を防ぐために、安定化の制度(金融セーフティネット、労使間互酬関係)が生成する。

⑥個人の利己的行動のみから制度は生成しない。「国民の福祉」という「公共の目的」の実現という観点が必要となる。この議論は、ダーウィンが『人間の由来』で論じた、道德の基礎は「集団の一般的利益」または「福祉」であるという議論を継承しているといえる。

⑦コモンズの制度進化論は、パースの進化の第3様式である「習慣と努力」によるラマルクの進化である。「自然選択」ではなく「人為選択」による進化である。

4. 3. ヴェブレン進化論とコモンズ進化論の比較

コモンズは、自らの進化論を人為選択論と呼び、ヴェブレンの自然選択論と区別する。この相違は「無形財産」概念の理解の仕方と密接に関連していると、コモンズは言う。そこで、両者の「無形財産」概念の解釈を比較してみよう。

4. 3. 1. ヴェブレンの「無形財産」概念

コモンズは「無形財産」という新しい概念をヴェブレンから批判的に継承した。ヴェブレンは「無形財産」を「将来の予想利益力の現在における資本化価値」と定義している。(Veblen, [1904] 1915, Ch. VI) コモンズは、この新しい概念を2つのバージョンに分割する。1つがヴェブレンの「搾取」説であり、もう1つが裁判所の「道理にかなう価値」説である。(Commons [1934]1990, 649)

コモンズはヴェブレンの解釈を、一方では、

高く評価する。ヴェブレン説の典拠は、1901年のアメリカ合衆国産業委員会における産業界と金融界の重鎮たちの証言である。その内容は以下の通りである。カーネギーが最新技術を取り入れた鋼板製造工場を建設する計画を発表した。競争者たちは自分たちが価格切下げ競争に敗北し市場から排除されるだろうと考えた。そこで、J.P.モルガン社とその弁護士たちは、巨大持株会社をつくることを余儀なくされ、この持株会社が鉄鋼業全部門を統合した企業体を組織化するために、必要なプラントをすべて買収することになった。この企業合同のために、カーネギーの持つ全株式を買う必要があった。その全株式の有体財産としての価値は、再建コストに基づくと約7,500万ドルと評価された。しかし、カーネギーは、市場を脅かす立場を利用して、金価格債券で3億ドルを要求した。この差額分である2億2,500万ドルを金融界の重鎮は「無形財産」と呼んだ。

ヴェブレンは、この無形財産を単なる「搾取」あるいは「強奪」価値として解釈し、その解釈は正しいとコモンズは評価した。それは、彼が始めるであろうとわかっていた価格切り下げ競争からカーネギーを排除するというすべての競争者たちの必要だけから生じたものであるからである。このように、ヴェブレンは、無形価値あるいは無形資本を、コミュニティから強奪し「何も与えずに何かを得る」という戦略的力に応じた、事業家たちによる純粋に金銭的な評価として識別した。ヴェブレンは、「資本家の将来の交渉力の現在価値を表す無形財産の新しい概念」にのみ注目したのである。(Commons [1934]1990, 650-51)

4. 3. 2. 裁判所の「無形財産」概念

しかし、ヴェブレンは最高裁の判決を研究しなかった。ここから、コモンズによる第2の解釈の説明が始まる。合衆国最高裁は訴訟が起きた際、無形財産というこの同じ新しい現象につ

いて、ヴェブレンの「搾取」ではなく、「道理にかなう価値」という最高裁独自の歴史的概念に基づいて判決を下した。無形財産価値という新しい概念を裁判所が識別するようになったのは1890年であった。この年に、裁判所は、ミネソタ州鉄道委員会による鉄道料金引き下げが「財産の強奪」に当たると宣言した。これは有体財産の強奪ではなく、「価格を決定する力」という「無形財産」の強奪であった。

1876年のマン対イリノイ州の訴訟では、裁判所の財産の意味は「有体財産」であった。裁判所は、州議会による運賃引き下げは、財産の「強奪」ではなく財産の「使用」に関する単なる規制であると判決していた。しかし、1890年に、鉄道会社の弁護士たちはその判決を取り消し、運賃引き下げによって財産「価値」を奪うことは憲法によって保障された財産を奪うことであると判決するよう裁判所に提訴した。奪われたのは会社の有体財産ではなく、「会社が望むような運賃を請求できる権利」である無形財産である、というのが彼らの主張であった。裁判所は彼らの主張を受け入れた。新しく定義された無形財産の強奪は最高裁が決定すべき司法上の問題であり、ミネソタ州が決定すべき問題ではない。したがって、州が決めた運賃は無効であると判定されたのである。このように、財産の意味の有体財産から無形財産への変化の最初の歩みは1890年に踏み出された。この意味の変化に伴い、最高裁は、以前は州の権限であると考えられてきた公益事業の課す料金を規制する権限を剥奪したのである。(Commons[1934]1990, 651-52)

次の重要な一步は、アダムス・エクスプレス(貨物輸送会社)対オハイオ州の訴訟事件(1897年)において踏み出された。これは課税に関する判例であった。最高裁は、会社側の異議申し立てに抗して、オハイオ州の課税目的のために、係争中の財産価値を23,000ドルから449,377ドルに上げた。経済学者たちやコモン・ローの

有体財産は、馬、荷馬車、馬具、郵袋などの有体財産であった。これに対して、無形財産は、ゴーイング・コンサーンとしての会社の期待収益力に基づく株式と社債の市場価値総額であった。この市場価値総額のうち(諸州の中での)オハイオ州の適正なシェアは449,377ドルであった。この判例では、無形財産は有体財産の18倍の価値であった。裁判所は再審査で次のように述べた。「それが価値を持ち、所得を生み、世界の市場で通用するのであれば、それは無形であっても財産であるのに十分である」。裁判所は、課税対象の取り扱いの平等性を要求する「公共の目的」の原則に従って、課税のための「道理にかなう価値」を、古い有体財産価値から18倍の無形財産価値へ引上げたのである。(Commons[1934]1990, 652)

もう1つの事例は、サン・ホアキン&キング河川運河灌漑会社対スタニスラウス郡(カリフォルニア州)の判例(1904年)であった。この会社は灌漑システムを建設し、その財産価値を、ヴェブレンの無形財産の原則(将来の予想利益力の現在における資本化価値)に基づいて、1,800万ドルと評価していた。さらに、カリフォルニア州は、この会社に、この評価額の18%に当たる収益をもたらす水料金を請求する権限を与えていた。下級裁判所はこの会社に有利な判決を出していたが、上訴された訴訟において、合衆国最高裁はその無形財産価値を1,800万ドルから600万ドルに引き下げ、減額された無形財産価値の収益率も18%から「道理にかなう」6%の水準に引き下げた。つまり、裁判所は、その会社の許容できる収益力を約90%引き下げ、それに対応する水料金の引き下げを命じたのである。(Commons [1934]1990, 653)

4. 3. 3. 科学概念の相違

コモンスは、ヴェブレンと裁判所の「無形財産」概念を次のように対比する。両者は、無形財産という新しい概念に関して著しく異なった

結論に到達した。ヴェブレンの理論は「搾取」理論に到達し、裁判所は「道理にかなう価値」の理論に到達した。ヴェブレンは1つの著作の中で、突然にその理論に到達したが、裁判所は、裁判官になる人物の交替に応じた探求や試行錯誤によって経験的にその理論に到達した。

この結論の違いの根拠は、科学概念の違いにあるとコモنزは論じる。ヴェブレンの科学概念は伝統的な物理学の概念であり、事実の探求においてすべての目的を拒絶する。これに対して、裁判所の科学概念は制度的概念であり、そこでは、探求は、科学それ自身の第1原理として、公共目的を持って始めなければならない。(Commons[1934]1990, 653-54) 科学概念の相違は、進化概念の相違にもつながる。コモنزは次のように論じる。変異の中で作用するダーウィンの選択には2種類ある。自然選択と人為選択である。ヴェブレンの進化論は「自然」選択の理論である。ダーウィンの(自然選択の)進化にはあらかじめ定められた目標はなく、進化とは「盲目的な累積的因果連関」である。ヴェブレンは、マルクスがヘーゲルの形而上学に由来する「あらかじめ定められた進化」というダーウィン以前の「必然的進化」概念を有していることを批判し、ダーウィンの「偶然的進化」概念を採用した。これに対して、コモنزは我々の理論は「人為選択」の理論であると主張する。(Commons[1934]1990, 657-58)

以上のように、コモنزは一方でヴェブレンの「無形財産」概念を高く評価した。「資本家の将来の交渉力の現在価値」を「無形財産」という新しい概念で表現したからである。しかし、彼は他方で、ヴェブレンを「最高裁の判決を研究しなかった」と批判する。1890年以降の最高裁による判例は、無形財産をヴェブレンの「搾取」ではなく、「道理にかなう価値」と識別した。コモنزの無形財産価値概念は、最高裁の判例の研究を通じて、ヴェブレンの無形財産概念を批判的に継承し、発展させたものである。

そこでは、ヴェブレンの自然科学的概念(自然選択の進化論)から制度的概念(人為選択の進化論)への転換が、「公共の目的」を導入することによって実現されたというのである。

4. 3. 4. ヴェブレンとコモنزの進化論比較

コモنزは、ヴェブレンの進化論を自らの進化論と次のように対比する。①前者は「自然選択」の理論であり、後者は「人為選択」の理論である。②前者の科学概念は物理学の伝統的概念で、事実の探究において全ての目的を拒絶する。後者の科学概念は裁判所の科学概念であり、制度的概念であり、社会科学の概念である。そこでは、探求は、科学それ自身の主要原則として公共の目的から始めなければならない。③ヴェブレンによる科学の領域からの目的の排除は、パースのプラグマティズムに基づいていた。パースのプラグマティズムは、物理学のみを扱っていた。これに対して、裁判所のプラグマティズムはもっぱらデューイに従っていた。ジェイムズはプラグマティズムを個人の心理学に応用し、デューイはそれを社会心理学に応用した。彼らは、目的は人間科学の主要な問題であると認識していた。

以上を整理すると次のようになる。①ヴェブレンの進化論は「自然選択」の進化論であり、コモنزの進化論は「人為選択」の進化論である。②ヴェブレンの科学概念は物理学の概念であり、事実の探究において全ての目的を拒絶する。コモنزの科学概念は社会科学の概念であり、探求は公共の目的から始めなければならない。③ヴェブレンはパースのプラグマティズムに基づいて目的を排除し、コモنزはデューイのプラグマティズムに基づいて、探求を公共の目的から始める。

このコモنزによる両者の対比は果たして妥当であろうか。検討してみることにしよう。

4. 3. 4. 1. ヴェブレンの探究理論

第一に、ヴェブレンの場合、事実の探究において全ての目的を拒絶すると言えるだろうか。この点について考察してみよう。『有閑階級の理論』第1章「序説」では、「人間はあらゆる行為規範のなかに、なんらかの具体的で客観的な、さらには、一般的な目的の達成を望むような主体なのである」と述べている。(Veblen 1899,15, 訳 25-26) また、『職人技本能と産業技術の発展』第1章「緒論」では、「すべての本能的行動はかなりの程度に知的である」と述べる。そして、「本能的行動を向性から区別して、自動性の範疇から除外させる」。こうして、「あらゆる本能的行動は目的論的である」と結論づける。(Veblen 1914,31, 訳 25-26)

このように、ヴェブレンは人間を「目的」の達成を望む主体であると規定している⁸。また、ヴェブレンの制度進化論は、4. 1. で検討したように、①「環境による制度の自然選択」という議論が主軸、②「制度の環境への適応」という議論が副軸である。前者は、自然選択の理論であり、後者は、古い時代の環境に適応している制度が、新しい時代の環境に「再適応」することを目的として進化を遂げるといふ議論であり、人為選択の理論であるといつてよいであろう⁹。

第二に、では「事実の探究において全ての目的を拒絶する」とは何を意味するのだろうか。ヴェブレンは科学的探求を、前ダーウィニズム期と、ポスト・ダーウィニズム期に分けて考察

している。前者において、科学は分類学志向である。科学的探求の目的は定義と分類であった。当時の科学者は終点（目的）を目指していた。それは、仮定の根源的で静的な均衡である。そして、事象の因果規則を支配するのは自然法であった。これに対して、ポスト・ダーウィン主義的科学は、連続する累積的因果連鎖のプロセスの理論であり、いかなる終点も存在しない。

このように、ヴェブレンは人間を「目的論的」活動を行う主体であると捉えている。それと同時に、彼のポスト・ダーウィン主義的科学の探求は、連続する累積的因果連鎖のプロセスの理論であり、いかなる終着点（目的）もない。①人間を「目的論的」活動を行う主体であると捉えることと、②科学的探求には目的（終着点）がないと捉えることに矛盾はない¹⁰。

4. 3. 4. 2. コモンズの探究理論

第三に、それでは、コモンズの探求理論には目的があると言えるのだろうか。この問題に関するコモンズの議論を検討してみよう。パースの探求理論の目的は「自然法則の発見」である。社会的、文化的問題にこの探求理論を適用するためには「デューイのプラグマティズムの媒介」が必要となる。デューイの「社会的プラグマティズム」の基準は「望ましい社会的結果を導くかどうか」である。そこでは、プラグマティズムが社会心理学に応用され、「目的」という概念が重視される。「望ましい社会的結果を導くかどうか」は、公共的「目的」が基準となる。

⁸ 石田教子は、「ヴェブレンの本能概念に知性が内包されていたこと」を強調し、「本能的行動はいずれも知的で目的論的である」(Veblen 1914, 32, 訳 45) というヴェブレンの文章を引用している。そして、「人間本性のこの基本的性向こそは製作本能にほかならない」と述べている。(石田 2018, 287)

⁹ コモンズも、ヴェブレンが自身の「ワークマンシップ本能」への目的の導入を強いられ、それによって、ダーウィンの「自然選択」から「人為選択」への移行を強いられたことを認めている。(Commons[1934]1990, 661)

¹⁰ ヴェブレンは次のように述べている。「人間の生活は目的論的な種類の展開する活動である」。しかし、「それは、研究者あるいは研究者の総意によって適切であるとか価値があると認められた何らかの目的に向かうか、向かうべきであるという意味で、目的論的なプロセスであるかもしれないし、ないかもしれない」。そして、これは「進化論的経済学が考慮する必要のない問題である」と論じている。(Veblen 1898, 391-92, 訳 408-9)

この概念は、コモンズがヒュームから継承した public utility (公益) という概念の発展形である。(Commons[1934]1990, 150, 654)

それでは、コモンズの探求とはどのようなものか、一例を挙げて検討してみよう。

①その第1は、制限的要素の発見である。ここでは「婦女子の福祉」「労働者の福祉」が制限的(不足している)要因であることが発見される場合を考えてみよう。これは、パースの理論では「驚くべき現象の発見」の段階である。劣悪な労働条件で長時間働かされれば婦女子の健康は損なわれ、労働力や軍人の再生産は支障を来し、国民国家というゴーイング・コンサンの継続が困難となる。この場合、制限的要素はコモンウェルス(公益を目的として組織された政治的コミュニティ)を損なうので、制限的要素の解決が公的な目的となる。

②次は、仮説の形成・自生的秩序の生成である。ロバート・オーウェンのような進歩的雇主が、労働者に高賃金などの良好な労働条件を提供することによって、長期的には生産性上昇、離職率低下、顧客の愛顧獲得により利益を増やすことができるという「共栄・共存」の模範を示す。これが、無形財産(暖簾)価値の源泉となる。ここまでが探求の第1段階である。

③次が、仮説の検証と自生的秩序の限界である。労使の互酬関係は全領域には広がらない。雇主の中には「啓発されていない利己心」を持つ者がいるからである。彼らは、価格引き下げ競争によって短期的な利益を得ようとする。この競争は賃金と物価を引き下げ、進歩的な雇主の先駆的試みを後退させる。これが、探求の第2段階である。

④次が、仮説の修正である。労使の自発的な互酬関係形成を補完する労働法規が必要となり、労働時間短縮・最低賃金引上などの法案が成立する。こうした法案が成立する背景には世論(有権者の意見)の変化があった。「労働者の福祉」が公共的福祉(公益)の一部とみなさ

れるようになったのである。(Commons 1919, 34-35, Commons and Andrews 1936, 525-28, Commons[1924]1995, 329-30)

⑤最後が、信念の確立である。労使の互酬(共存・共栄)関係が確立する。その結果、「婦女子の福祉」と「労働者の福祉」が改善され、彼(女)らの自由が拡大した。この福祉改善(自由拡大)が健全な労働力再生産を可能にし、国民全体の福祉改善を可能となる。(柴田 2021, 134-35) ここまでが、探求の第3段階である。この探求過程は、望ましい制度の(試行錯誤を通じた)生成過程であるともいえる。

以上のように、多元的で能動的な人間主体の集合行為によって制度は人為的に進化する。これが、コモンズ制度進化論の特徴である。

4. 3. 4. 3. 目的論の比較

両者の制度進化論を目的論という観点から比較することにしよう。ヴェブレンの場合は、次のようになる。①人間を「目的論的」活動を行う主体であると捉えている。しかし、②研究者あるいは研究者の総意によって適切であるとか価値があると認められた何らかの目的に向かうか、向かうべきであるという問題は、進化経済学が考慮する必要のない問題であると認識している。まとめると、ヴェブレンの制度進化論は非目的論的であると言えるだろう。

では、コモンズの場合はどうか。①人間を「目的論的」活動を行う能動的主体であると捉えている点では、ヴェブレンと同じである。(柴田 2021, 8-9, 26-30) ②研究者(国民)あるいは研究者(国民)の総意によって適切であるとか価値があると認められた何らかの目的に向かうか、向かうべきであるという問題は、ヴェブレンとは対照的に、進化経済学が考慮すべき重要な課題であるとコモンズは認識していた。国民の総意が「適切であるとか価値があると認められた何らかの目的に」向かうべきであると彼は考えていたように思わ

れる¹¹。彼の人為的進化論は、事実認識の議論であると同時に、規範的議論でもあると考えられる。世界内存在である研究者コモنزは「内部観測」を行うと同時に、公的目的を実現するために望ましい制度改革を提案する社会改革者でもある。もちろん、コモنزの議論は「神が創造した世界には自然法秩序が存在し、それに従うことが人間の幸福を実現するという予定調和的で目的論的世界観」とは無縁である。「自然法秩序」における「目的因」は「創造神」であるのに対して、コモنزの人為的進化論における「目的因」は人間主体の集合的総意だからである¹²。

4. 3. 4. 4. 両者の比較（まとめ）

①コモنزは、ヴェブレンの進化論を「自然選択」の理論であると位置づけ、自らの人為的進化論と対比している。この対比は概ね正しい。ただし、4. 1. 3. で述べたように、ヴェブレンの制度進化論は「環境による制度の自然選択」という議論が主軸、「制度の環境への適応」という議論が副軸であった。「自然選択」が主軸、「人為選択」が副軸と言い換えても良いであろう。したがって、両者の対比はより綿密に行うべきである。

②ヴェブレンの科学概念は物理学の概念であり、パースのプラグマティズムに基づいて、事実の探究において全ての目的を拒絶する。コモنزの科学概念は社会科学の概念であり、デューイのプラグマティズムに基づいて、探求は公共の目的から始める。この対比もより慎重に行わなければならない。(a) コモنزと同様にヴェブレンも、人間を「目的論的」活動

行う主体であると捉えていたからである。(β) 真の対比は次のように行うべきであろう。研究者あるいは研究者の総意によって適切であるとか価値があると認められた何らかの目的に向かうか、向かうべきであるという目的論的視角は、ヴェブレンの進化論では考慮されない。これに対して、コモنزの進化論の場合には、研究者あるいは研究者（国民）の総意によって適切であるとか価値があると認められた何らかの（公的）目的に向かうか、向かうべきであるという目的論的視角が重視される。

こうした意味で、ヴェブレンの進化論は非目的論的で、コモنزの進化論は目的論的であると言ってもよいであろう。

5. 結論

本稿の課題に対する結論を述べよう。

①進化論の登場により、不確実性、自発性、あるいは絶対的偶然という要素を自然および社会の構成要素とみなす考え方が普及した。

②ダーウィン以前の進化論としては、「反復持続」の結果、適応的進化が実現するというラマルク説が重要である。

③ダーウィン進化論の核心は「変異」の「自然選択」説である。ただし、「変異」の要因として「用不用」を認め、「獲得形質の遺伝」を容認するので、ラマルク説を部分的に取り入れていると言ってよい。「自然選択」の基準は個体にとって有益であるか否かである。だが、「社会性動物」の場合には、その基準は「共同体」（集団）にとって有益であるか否かである。個体の利益ではなく、集団の利益実現が基準と

¹¹ 「婦女子の福祉」および「労働者の福祉」の改善がその一例である。ただし、このことはコモنزの制度進化論がある最終目標に向かっているということの意味しない。公的目的（公益の実現）はその時々で変化するものだからである。

¹² コモنزの世界観は、エピクロス派や懐疑論哲学、ヒュームのようなヨーロッパ思想の中では異端の流れを継承するものであった。世界は「最高存在」が外部から設計して創造したのではなく、世界の内部に存在する互いに利害が衝突する多様な主体同士が、交際と会話、抗争と妥協、訴訟と弁論、などを積み重ねることによって、徐々に公益に資する法制度を形成し進化させていくと考えるのである。（柴田 2021,227）

なっているのである。

④ダーウィンの『人間の由来』では、「道德」の基礎と遺伝が論じられた。道德の基礎は、「利己心」の一形態である「最大幸福」ではなく、「集団の一般的利益」または「福祉」である。「共感をも含めた社会的本能が、常に第一の衝動であり、指針である」。「道徳的傾向の遺伝」について、ダーウィンは個体の「自然選択」ではなく、集団の「習性の遺伝」の可能性を考えていた。これは、ラマルク的な進化論である。「獲得形質」が遺伝子を通じて遺伝するというのではなく、「習性」の変化が集団内に蓄積され継承されていくと考えていたと思われる。この考え方は、制度的経済学における「制度」（集合的思考習慣）の進化の考察に生かされていったと考えられる。

⑤スペンサーの進化論の特徴は、次のように整理できるであろう。社会は「単純から複雑へ」と進歩するという社会進化論を唱えた。これは一種の進歩史観であり、ダーウィンの進化論とは根本的に立場が異なる。スペンサー自身は、自然選択と獲得形質の遺伝という両方の要因が作用するという点でダーウィンに同意する。ただし、ダーウィンの場合は、自然選択が主、獲得形質の遺伝が従であるのに対して、スペンサーの場合は、獲得形質の遺伝が主、自然選択説が従であるという違いがある。

⑥「進化論」という方法は、「法則と一様性」を絶対的なもの、正確に服従すべきものとは考えない。この方法は不確実性、自発性、あるいは絶対的偶然という要素を自然の構成要素とみなす。これが、パースによる進化論の特徴付けである。進化の第一の様式は、ダーウィンが考えているような「自然選択」である。パースは、このダーウィンの「自然選択」による偶然的進化論を高く評価する。進化の第二の様式は「必然的進化」である。この様式は、「偶然的進化の学説に真っ向から対立するもの」で、「あらゆる進化の原因を内的必然性の原理、または他

の形式の必然性に求める」理論である。これらの理論は、「みな一様に」、自らの「観察する事実が指示していない機械的必然性を、自分たちの科学に持ち込もうとしている」とパースは否定的に評価する。パースは第三の進化様式を「習慣の破壊と再生」による進化と特徴付ける。そして、この進化様式を「精神的現象」と捉える。ダーウィンが『人間の由来』で論じた、人間の心的能力の進化、道德の進化、そして、制度的経済学が重視する制度（集合的思考習慣）の進化、を検討する際には、この「第三の進化様式」である「ラマルク的進化」の適用が有効であるといえるだろう。

⑦ヴェブレンの制度進化論は、「環境による制度の自然選択」という議論が主軸、「制度の環境への適応」という議論が副軸、である。ダーウィン進化論も、「自然環境による変異の自然選択」説が主軸、「自然に適應する習慣の獲得」説が副軸、である。その意味で、ヴェブレンの制度進化論は、ダーウィン進化論の論理構造を継承していると言えよう。

コモンズは、資本主義経済の進化を法制度（私有財産制）の進化としてとらえる。イギリスにおいて早期に資本主義が発達したのは、19世紀末に私有財産制が確立したからである。そして、私有財産制度の進化により資本主義経済は発展するが、不安定化する。この不安定化を防ぐために、安定化の制度（金融セーフティネット、労使間互酬関係）が生成する。コモンズの制度進化論は、パースの進化の第三様式である「習慣と努力」によるラマルク的進化である。「自然選択」ではなく「人為選択」による進化である。

ヴェブレンとコモンズの進化論は次のように対比できる。ヴェブレン進化論の基本的視角は「自然選択」であり、目的論的視角には禁欲的である。これに対して、コモンズの進化論の基本的視角は「人為選択」であり、目的論的視角が重視される。

参考文献

- Commons, John Rogers 1919. *Industrial Goodwill*, New York, McGraw-Hill Book Company, Inc.
- [1924] 1995. *Legal Foundation of Capitalism*, New Brunswick: Transactions Publishers.
- 1931. “Institutional Economics”, *American Economic Review*, vol.21, pp.648-57.
- [1934] 1990. *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, New Brunswick: Transactions Publishers. (J.R. コモンズ 2015, 2019. 中原隆幸、宇仁宏幸・坂口明義・高橋真悟・北川亘太訳『制度経済学』上中下 ナカニシヤ出版)
- Commons, John Rogers and John B. Andrews 1936. *Principles of Labor Legislation*, Fourth Revised Edition, New York: Harper & Brothers (コモンズ、アンドリュウス 1959, 1963. 池田直視・吉原節夫訳『労働法原理 上・下』京都：ミネルヴァ書房)
- Darwin, Charles 1859. *On the origin of Species by Means of Natural Selection or the Preservation of Favoured Races in the Struggle for Life* (C・ダーウィン 2009. 渡辺政隆訳『種の起源』上下、光文社古典新訳文庫)
- 1861. *On the origin of Species by Means of Natural Selection or the Preservation of Favoured Races in the Struggle for Life*, 3d ed. (C・ダーウィン 1990. 八杉龍一訳『種の起源』上、岩波文庫)
- 1871. *The Descent of Man, and Selection in Relation to Sex*, vol. I , II . (C・ダーウィン 2016. 長谷川眞理子訳『人間の由来』上下、講談社学術文庫)
- Kishimoto, Saya, Masaharu Uno, Emiko Okabe, Masanori Nono and Eisuke Nishida 2017. “Environmental stresses induce transgenerationally inheritable survival advantages via germline-to-soma communication in *Caenorhabditis elegans*.” *Nature Communications*, 8:14031.
- Peirce, Charles Sanders 1935. *Collective Papers of Charles Sanders Peirce* (ed. by Charles Hartshorne and Paul Weiss) , Vol.VI. *Scientific Metaphysics*, Harvard University Press.
- 1956. *Chance, Love and Logic: Philosophical Essays*, New York, George Braziller, Inc. (C・S・パース 1982. 浅輪幸夫訳『偶然・愛・論理』三一書房)
- Spencer, Herbert 1864. *The Principles of Biology*, vol. I (H・スペンサー 1994. 『生物学原理』第1巻第3部「生命の進化」第3章「進化仮説の一般的観点」、第12章「間接的平衡化」、八杉龍一編訳『ダーウィニズム論集』所収)
- 1898. *The Principles of Biology*, vol. I , revised and enlarged ed. (H・スペンサー 1994. 『生物学原理』第1巻第3部「生命の進化」第14章「最近の批判と仮説」、八杉龍一編訳『ダーウィニズム論集』所収)
- Veblen, Thorstein 1898. “Why is Economics Not an Evolutionary Science?” *QJE* Vol.12 No.4 (T・ヴェブレン 2015. 高哲男訳「経済学はなぜ進化論的科学ではないのか」『有閑階級の理論』増補新訂版、附論、講談社)
- 1899. *The Theory of the Leisure Class: An Economic Study of Institutions*, New York: The Macmillan Company (T・ヴェブレン 2015. 高哲男訳『有閑階級の理論』講談社)
- 1904. *The Theory of Business Enterprise*, New York: Charles Scribner's Sons (T・ヴェブレン 1965. 小原敬士訳『企業の理論』勁草書房)
- 1914. *The Instinct of Workmanship and the State of the Industrial Arts*, New York: The Macmillan Company (T・ヴェブレン 1997. 松尾博訳『ヴェブレン 経済的文明論—職人技能と産業技術の発展—』ミネルヴァ書房)
- 石田教子 2018. 「『経済人』という人間本性概念

を乗り越えるーヴェブレンの経済学リハビリ
テーション・プラン」(只腰親和・佐々木憲
介編著『経済学方法論の多元性ー歴史的視点
から』蒼天社出版、第9章)

内井惣七 2009.『ダーウィンの思想ー人間と動
物のあいだ』岩波書店

木村資生 1988.『生物進化を考える』岩波新書

柴田徳太郎 2021.『J・R・コモنزの制度的経
済学』日本経済評論社

高哲男 2012.「19世紀後半イギリスにおける
ニュー・リベラリズムの台頭とダーウィンの
道徳進化論ーH. スペンサー, T. ハクスリー,
D.G. リッチーを手掛かりにー」九州産業大学
「エコノミクス」第16巻第4号